



第95期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 葵

目 次

■ 第95期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役10名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	10
第4号議案 新株予約権無償割当てに関する取締役 会への委任継続の件（買収防衛策関連）	11
■ インターネットによる議決権行使のご案内	33
（添付書類）	
■ 事業報告	35
■ 連結計算書類	58
■ 計算書類	61
■ 監査報告書	64

株式会社ニチレイ

証券コード：2871

(証券コード 2871)
平成25年5月31日

株 主 各 位

東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイ

代表取締役
会 長 浦 野 光 人

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成25年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（33頁から34頁まで）をご高覧のうえ、議決権行使ウェブサイトにごアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

【インターネットによる開示について】

株主総会招集ご通知添付書類のうち、①連結計算書類の連結注記表、②計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.nichirei.co.jp/ir/kabushiki/t_soukai.html）に掲載させていただいており、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

記

- 1. 開催日時** 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
- 2. 開催場所** 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 葵
（ご出席の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3. 目的事項
報告事項**
- 第95期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 第95期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 新株予約権無償割当てに関する取締役会への委任継続の件
（買収防衛策関連）

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書の郵送とインターネットの利用により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

([http://www.nichirei.co.jp/ir/kabushiki/t\\_soukai.html](http://www.nichirei.co.jp/ir/kabushiki/t_soukai.html))

◎当日、役員および係員は軽装（フールビズ）にてご対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、連結株主資本配当率（DOE）を基準として安定的な配当の継続を重視するとともに、各事業年度の連結業績などを勘案しながら利益配分を行っていくことで、資本の効率性と利益配分の双方を配当の目標とすることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき連結業績およびキャッシュ・フローの状況などを勘案したうえで、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金5円を含めた年間配当金は、1株につき10円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円 配当総額 1,429,568,155円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,800,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,800,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名（全員）は任期満了となりますので、社外取締役候補者3名を含む取締役10名（うち9名は再任候補者）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ①     | むらいとしあき<br>村井利彰<br>(昭和30年1月4日生)  | <p>昭和52年4月 当社入社<br/>平成13年6月 当社経営企画部長<br/>平成17年4月 株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長<br/>平成17年6月 当社取締役兼執行役員<br/>平成19年6月 当社代表取締役社長<br/>(現在に至る)<br/>平成23年6月 社団法人(現一般社団法人)日本冷蔵倉庫協会会長<br/>(現在に至る)<br/>平成24年6月 株式会社ニチレイロジグループ本社取締役会長<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社ニチレイロジグループ本社取締役会長<br/>一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長</p>                                                                        | 31,000株             |
| ②     | おおたにくにお夫<br>大谷邦夫<br>(昭和31年5月1日生) | <p>昭和55年4月 当社入社<br/>平成17年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ取締役常務執行役員<br/>平成20年4月 当社経営企画部長<br/>平成22年6月 当社執行役員事業経営支援部長、経営企画部長<br/>平成23年6月 株式会社東洋製作所社外取締役<br/>(現在に至る)<br/>平成24年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長<br/>平成24年6月 当社取締役兼執行役員<br/>経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・広報部担当、経営企画部長<br/>平成25年4月 当社取締役兼執行役員<br/>経営監査部・事業経営支援部・経営企画部・法務部・総務人事部・経理部・広報部担当<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社東洋製作所社外取締役</p> | 8,000株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ③         | なか むら たかし<br>中 村 隆<br>(昭和30年11月4日生)     | <p>昭和53年 4 月 当社入社<br/>平成20年 4 月 当社執行役員財務部長<br/>平成22年 4 月 株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長<br/>平成22年 6 月 当社取締役兼執行役員<br/>法務・知的財産部・経営監査部・事業経営支援部・人事総務部・広報IR部担当、内部統制推進部長、財務部長<br/>平成23年 3 月 株式会社京都ホテル社外監査役<br/>(現在に至る)<br/>平成24年 4 月 当社取締役兼執行役員<br/>(現在に至る)<br/>平成24年 6 月 株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br/>株式会社京都ホテル社外監査役</p> | 26,000株               |
| ④         | はや ま もと はる<br>早 間 元 晴<br>(昭和27年10月21日生) | <p>昭和52年 4 月 当社入社<br/>平成17年 4 月 株式会社ニチレイフレッシュ執行役員企画部長<br/>平成20年 4 月 同社常務執行役員企画管理部長<br/>平成22年 6 月 同社取締役兼常務執行役員企画管理本部長<br/>平成23年 4 月 同社代表取締役社長<br/>(現在に至る)<br/>平成23年 6 月 当社取締役兼執行役員<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長</p>                                                                                                                       | 10,000株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ⑤         | いけ だ やす ひろ<br>池 田 泰 弘<br>(昭和31年8月18日生) | <p>昭和54年 4 月 当社入社<br/>平成19年 4 月 株式会社ニチレイフーズ執行役員商品本部長、マーケティング部長、営業本部副本部長<br/>平成22年 4 月 同社常務執行役員研究開発部担当、商品本部長、商品本部商品第一部長<br/>平成23年 6 月 同社代表取締役社長<br/>(現在に至る)<br/>平成23年 6 月 当社取締役兼執行役員<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長</p>                                             | 10,000株               |
| ⑥         | まつ だ ひろし<br>松 田 浩<br>(昭和34年11月14日生)    | <p>昭和58年 4 月 当社入社<br/>平成19年 4 月 株式会社ロジスティクス・ネットワーク執行役員関西支店長<br/>平成20年 5 月 株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海代表取締役社長<br/>平成22年 4 月 株式会社ニチレイロジグループ本社執行役員<br/>平成23年 4 月 同社常務執行役員<br/>平成24年 6 月 同社代表取締役社長<br/>(現在に至る)<br/>平成24年 6 月 当社取締役兼執行役員<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長</p> | 3,000株                |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ⑦         | <div>新任</div> <p>おおうちやま とし き<br/>大 内 山 俊 樹<br/>(昭和29年7月12日生)</p>  | <p>昭和54年 4 月 当社入社<br/>平成18年 4 月 株式会社ニチレイフーズ生産本部生産管理部関西工場長<br/>平成19年 4 月 同社執行役員研究開発部長<br/>平成23年 4 月 同社常務執行役員研究開発部管掌、事業統括部担当、商品本部長兼商品第三部長<br/>平成25年 4 月 同社顧問<br/>(現在に至る)</p>                                                                                                     | 2,000株                |
| ⑧         | <div>社外取締役候補者</div> <p>はん じ せい ご<br/>判 治 誠 吾<br/>(昭和17年1月2日生)</p> | <p>昭和40年 4 月 大同メタル工業株式会社入社<br/>昭和55年 4 月 同社営業本部東京営業所長<br/>平成 5 年 6 月 同社取締役第三事業部副事業部長<br/>平成 7 年 6 月 同社代表取締役社長<br/>平成17年 6 月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者<br/>平成19年 6 月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者<br/>(現在に至る)<br/>平成22年 6 月 当社社外取締役<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>大同メタル工業株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者</p> | 13,000株               |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ⑨         | <div>社外取締役候補者</div> <div>み し な か ず ひろ<br/>三 品 和 広<br/>(昭和34年9月23日生)</div> | <p>平成元年9月 ハーバード・ビジネス・スクール助教授<br/>平成7年10月 北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術調査センター助教授<br/>平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授<br/>平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科助教授<br/>平成16年10月 神戸大学大学院経営学研究科教授<br/>(現在に至る)<br/>平成24年6月 当社社外取締役<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>神戸大学大学院経営学研究科教授</p>                              | 0株                    |
| ⑩         | <div>社外取締役候補者</div> <div>たに ぐち ま み<br/>谷 □ 真 美<br/>(昭和41年6月8日生)</div>     | <p>平成11年4月 広島経済大学経済学部助教授<br/>平成12年4月 広島大学大学院社会科学研究科マネジメント専攻助教授<br/>平成12年10月 米国ボストン大学組織行動学科エグゼクティブ・ラウンドテーブル客員研究員<br/>平成15年4月 早稲田大学商学部助教授<br/>平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科准教授<br/>平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授<br/>(現在に至る)<br/>平成24年6月 当社社外取締役<br/>(現在に至る)</p> <p>重要な兼職の状況<br/>早稲田大学大学院商学研究科教授</p> | 0株                    |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

- ① 判治誠吾氏につきましては、長年にわたり会社経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成22年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
- ② 三品和広氏につきましては、主に経営戦略とオペレーションズマネジメントをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成24年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
- ③ 谷口真美氏につきましては、ダイバシティ・マネジメントやグローバル・リーダースhipをテーマとした研究活動を行っており、その専門家としての学識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成24年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由

- ① 三品和広氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の候補者とした理由により、当該分野において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- ② 谷口真美氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の候補者とした理由により、当該分野において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

- (3) 判治誠吾氏が代表取締役会長兼最高経営責任者を務めております大同メタル工業株式会社 犬山事業所において、平成24年2月に汚染水の浸透事故が発生しました。同氏は、同社のリスク管理体制に基づき、速やかに関係当局への報告、被害拡大防止のための措置等の対応を指示しました。さらに、同氏は、当該事故後に、事故対応の一環として、同社グループ全体での点検を指示したところ、同年3月に、同社の連結子会社 習志野工場において同様の事故が判明しましたので、同様の対応を行いました。そして、同氏は、上記事故の判明後、各事故の調査、対応に加え、再発防止の強化等を推進しております。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条の規定により社外取締役判治誠吾、三品和広および谷口真美の3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会で再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 社外取締役候補者判治誠吾、三品和広および谷口真美の3氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山口秀俊氏は任期満了となります。

つきましては、当社における適正かつ有効な監査体制を引き続き維持するため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                    | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <div>新任</div> <div>あら たけ し<br/>荒 剛 史</div> <div>(昭和28年8月30日生)</div> | 昭和52年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社執行役員ウェルネス食品部長兼バイオサイエンス事業部長<br>平成15年4月 当社執行役員加工食品カンパニーウェルネス食品部長兼バイオサイエンスカンパニープレジデント兼バイオサイエンス事業部長<br>平成17年4月 株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br>平成19年6月 当社取締役兼執行役員<br>平成24年4月 株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役会長<br>平成25年4月 同社取締役顧問<br>(現在に至る) | 17,000株               |

(注) 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 新株予約権無償割当てに関する取締役会への委任継続の件 (買収防衛策関連)

当社は、平成19年6月26日開催の第89期定時株主総会における株主の皆様による関連議案のご承認をもって、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール」（「本適正ルール」）を導入し、その後、平成22年6月25日開催の第92期定時株主総会における株主の皆様による関連議案のご承認をもって、本適正ルールを継続しております。今般、当社は、本適正ルールが本総会終結の時をもって有効期間が満了となることに伴い、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、平成25年5月7日開催の取締役会において、下記のとおり本適正ルールを継続することを決定しました。

つきましては、本適正ルールの継続について株主の皆様の意思を反映させるため、本適正ルールに係る新株予約権無償割当てに関する「4. 本適正ルールの内容」(3)の第2段落に記載される要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に対して委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、本適正ルールの継続は、本議案が承認されることを条件として、効力が発生するものといたします。

下記の本適正ルールの内容につきましては、今般の継続に伴って、当社が買収提案者から提供を受けた情報、および買収提案者による必要情報（「4. 本適正ルールの内容」(1)②に定義します。）の提供が完了した旨の独立委員会からの通知を当社が受領した旨を、必要に応じて、当社が適当と認める時期および方法において開示することを明記する等の変更を行いましたが、従前の本適正ルールの内容から実質的な変更はありません。

なお、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、本招集ご通知添付書類の47頁に記載のとおりであり、また、現時点において、当社株券等について具体的な大量買付けの兆候があるとの認識はありません。

#### 記

##### 当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（本適正ルール）

#### 1. 本適正ルール導入・継続の目的

##### (1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する取組み

本適正ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として導入・継続するものですが、当社は、以下に述べるとおり、かねてより経営の中でこうした目的に資する取組みを行っておりますので、その内容に関してご説明いたします。

当社グループでは、「くらしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げております。卓越した食品と物流のネットワークを備える「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することを目指しております。

前中期経営計画“energy 2012”では、事業戦略の着実な遂行とスピーディな環境対応を基本コンセプトに掲げ、持続的な利益成長へつなげることを目指しました。

事業環境は、東日本大震災とそれに続く原子力発電所事故の発生など大きく変化しましたが、加工食品事業におけるチキン加工品をはじめとした家庭用・業務用冷凍食品の売上増加や、低温物流事業における大型新設拠点の稼働など、主力事業において収益基盤の拡大を図ることができました。一方、市況低迷の影響などを受け苦戦を強いられた水産事業では、安定収益の実現といった課題も残す結果となりました。

本年度からの3年間で当社グループは新たな中期経営計画「RISING 2015」に取り組んでまいります。

超高齢化やグローバル化の進展などの大きな環境変化に対応して、持続的な成長ができるよう経営資源を投入してまいります。加工食品事業においては、さらに顧客ニーズに迅速に対応できるよう業態別組織体制へ移行し、差別化された商品の供給と、主力家庭用商品を中心とした自営工場の生産能力拡大と生産ラインの最適配置により、売上増加と利益率の向上を目指します。低温物流事業においては、国内最大のネットワークをさらに拡充して保管および輸配送需要の取り込みを加速し、売上の拡大を図ります。

今中期経営計画においても、加工食品事業、低温物流事業を中心に前中期経営計画を超える積極的な投資を行い、将来の経営環境の変化への備えを万全にいたします。また成長する海外市場への展開を着実なものにし、売上を大幅に増加させていきます。財務面では、グループ経営資源の適正配分を行うとともに、自己株式取得・増配等適正な株主還元策を継続し、配当方針については従来どおり連結株主資本配当率(DOE)2.5%を目標といたします。

## (2) 本適正ルール導入・継続の目的

当社といたしましては、当社の株券等について買収提案者(4.(1)①に定義します。)が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様にご委ねされるべきものであると考えております。しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様へ提供されるとともに、当該買収提案に代替する案の可能性等についても、検討する機会が提供されることが重要であります。生活者の食の「安全・安定」や「健康価値」に対する意識が一層高まるなか、前述のとおり、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することが必要であり、社会的責任を全うすることを含め、トータルな企業姿勢が求められております。こうしたことに対する理解に欠ける買収提案者が当社の株券等を取得し、短期的な経済的効率性のみを重視して当社グループのこれら競争力を毀損し、中長期的な経営方針に反する行為を行う場



合などは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性があります。買収提案の中には、上記のように、その態様によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものも存在するため、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要であると考えております。

当社グループは、平成25年3月31日現在、当社、子会社76社、関連会社14社の構成により、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界12か国にわたって事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員および取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株式の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（当該買収提案者からは、当該買収提案者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当該買収提案が当社株主の皆様および当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、食の「安全・安定」をはじめとした社会的責任に対する考え方等）が提供されるとともに、株主の皆様が判断を行うために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様に提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

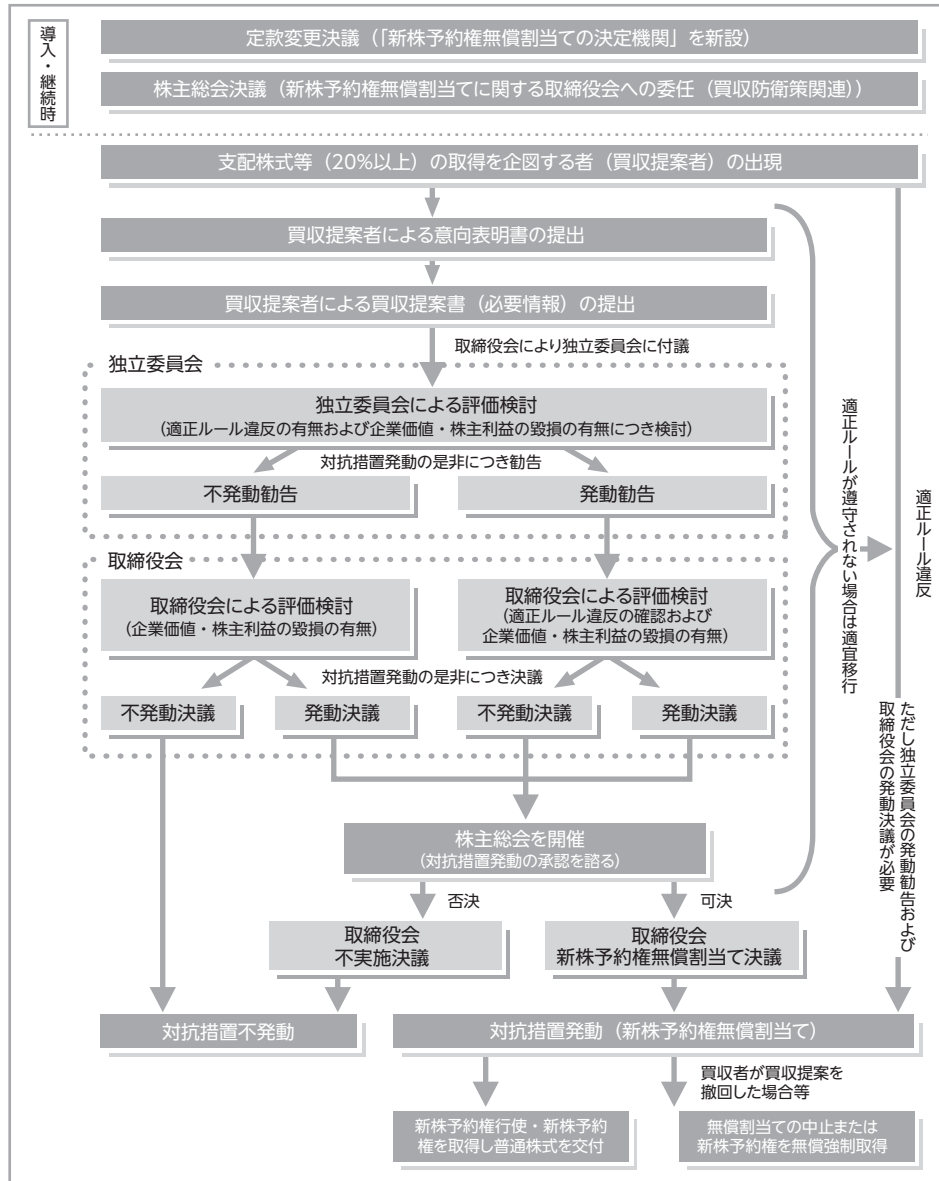
以上を勘案し、当社取締役会は、大量買付けに際しては、買収提案者から事前に、必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えに至り、今般、第95期定時株主総会において本適正ルールに係る新株予約権の無償割当てに関する4.（3）記載の議案が可決されることにより本適正ルールの継続が株主の皆様承認されることを条件として、本適正ルールを継続することといたしました。

以下、本適正ルールについて、順にご説明申し上げます。

## 2. 本適正ルールの概要

本適正ルールの詳細については、「4. 本適正ルールの内容」に記載しますが、その概要は次頁の図のとおりです（なお、図において用いられている用語は、適宜、本文において定義します。）。

# 本適正ルールに基づく対抗措置の発動・不発動



※ 上記フローチャートは、あくまで本適正ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本適正ルールの詳細内容については、本文をご参照ください。

### 3. 本適正ルールの特徴

- (1) 当社は、本適正ルールの導入時およびその後の継続時に株主の皆様の意思を確認させていただいておりますが、今般の本適正ルールの継続についても株主の皆様の意思を確認するため、定款第13条の定めに基づき、本適正ルールに定める要領により発動時に株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役会に委任することの株主総会の承認をお願いするものとします。すなわち、本適正ルールを導入・継続すること自体について、株主の皆様の意思が反映される仕組みとなっております。
- (2) 本適正ルールのもと、取締役会が、発動時に株主の皆様の意思を確認せずに買収提案に対する対抗措置を発動できるのは、本適正ルールの手続違反（対抗措置を発動するのが相当である手続違反に限るものとします。以下同じとします。）がある場合に限り、かつ、その限定された場面についても、上記（1）のとおり、本適正ルール導入・継続時の株主の皆様の意思が反映されております。
- (3) 上記（2）以外の場面で対抗措置が発動される場合には、株主総会の決議を通じて、株主の皆様の意思が確認されることとなっております。
- (4) 買収提案者が本適正ルールの手続違反をしているか否か、および当該買収提案が「1.（2）本適正ルール導入・継続の目的」等に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであるか否かの検証については、取締役会による検証のほか、独立して、独立委員会においても行われるものとします。

### 4. 本適正ルールの内容

#### (1) 本適正ルールの手続

##### ① 本適正ルールの適用対象者

本適正ルールの適用対象者は、（i）当社の20%以上の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項※）を構成する株券等（金融商品取引法第27条の23第1項）を取得しようとする者（株券等保有割合の計算においては、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項、第6項）の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。以下同じとします。）および（ii）当社の20%以上の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、同条第7項の特別関係者の株券等所有割合との合計とします。以下同じとします。）を構成する株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けを行おうとする者ですが、当社が予め取締役会決議によ

---

※ 本適正ルールの説明で引用されている法令、条文等につき改正等があった場合には、改正等の後における相当する法令、条文等を指すものとします。



り同意している場合には、本適正ルールの適用対象者から除外するものとします。以下、（i）および（ii）に規定する者（当社が予め取締役会決議により同意することにより本適正ルールの適用対象者から除外するものを除きます。）を「買収提案者」といい、（i）および（ii）に規定する株券等を「支配株式等」と総称します。

なお、買収提案者は、本適正ルールに従い、取締役会における買収提案容認決議（4.（1）④において定義します。）、または株主総会における発動不承認（4.（1）⑤において定義します。）がなされるまでの間は、当社の支配株式等の取得の実行または支配株式等の公開買付けのための公開買付開始公告を行ってはならず、これに違反した場合には、本適正ルールの手続違反として、取締役会は、対抗措置を発動するものとします。したがって、買収提案者が、本適正ルールに従ってその買収提案を実現するまでには、一定の期間を要する点にご留意下さい。

## ② 買収提案者による意向表明書および必要情報の提出

当社は、本適正ルールにおいて、買収提案の実行に先立ち、買収提案者が、当社指定の書式による本適正ルールに従う旨の意向表明書を提出することを要求いたします。かかる意向表明書には、買収提案者の名称、住所、代表者名、設立準拠法、国内連絡先、買収提案の概要等を明示していただくことになります。

当社は、当該意向表明書を買収提案者から受領してから10営業日以内に、当社株主の皆様および独立委員会（4.（1）③において詳述します。）の判断ならびに取締役会としての意見形成のために必要な情報（「必要情報」）の最初のリストを買収提案者に対して交付いたします。買収提案者には、これらの必要情報を全て記載した買収提案書を提出していただきます。買収提案書に記載されるべき必要情報は、買収提案の性質に応じて異なりますが、以下の事項が含まれ得るものとします。

### <必要情報>

- （i）買収提案者およびそのグループ（共同保有者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の情報
- （ii）支配株式等の取得に関する情報  
→取得の目的、方法、およびその内容（支配株式等の取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含みます。）
- （iii）支配株式等の取得の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠、そのシナジーの分配方法および算定根拠

- を含みます。)
- (iv) 支配株式等の取得の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
  - (v) 支配株式等取得後の当社の経営方針等  
→支配株式等取得後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策(株式の売却、事業や資産の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、民事再生、会社更生、破産、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の株式等の取得もしくは処分、上場廃止、通例的でない取引を含みます。)
  - (vi) 支配株式等取得後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に対する処遇方針(社会的責任に対する考え方を含みます。)
  - (vii) 支配株式等の取得にあたり買収提案者において必要な手続  
→関連した必要な政府当局の承認等、第三者の同意等、独占禁止法その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っているまたは製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
  - (viii) 当社の他の株主との間の利益相反がある場合にはそれを回避するための具体的方策
  - (ix) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、必要に応じて、意向表明書および買収提案書が提出された事実、それらの内容、その他買収提案者から提供を受けた情報について、当社が適当と認める時期および方法により、その全部または一部を開示いたします。

### ③ 独立委員会への付議および対抗措置発動の勧告

取締役会は、買収提案者から受領した買収提案書を、当社の社外役員または学識経験者等の中から取締役会決議で選任される3名以上の委員によって構成される独立委員会に付議するものとします。独立委員会委員の任期は1年とし、第95期定時株主総会の終結の時以降の独立委員会委員は、当社社外取締役の判治誠吾氏、三品和広氏、谷口真美氏、当社社外監査役の齊田國太郎氏、岡島正明氏を再任する予定であります(5名の独立委員会委員の略歴等については、別紙1をご参照下さい。)

独立委員会は、付議された買収提案書につき、必要情報の充足の有無、その他本適正ルールの遵守状況および当該買収提案の内容が「1. (2) 本適正ルール導入・継続の目的」等に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか否かについて検証します。独立委員会は、当該買収提案書における必要情報が当社

株主の皆様および独立委員会の判断ならびに取締役会としての意見形成のために不十分であると判断した場合には、適宜回答に必要な合理的な期限を定めた上で、取締役会を通じて、買収提案者に追加の必要情報を提出するよう要求いたします。買収提案書において、当該必要情報が充足されているか否かについて、独立委員会は、本適正ルールに照らして客観的に検討するものとし、当該必要情報が充足されその提供が完了したと判断した時点で、取締役会に対してその旨を通知するものとします。当社は、独立委員会からかかる通知を受領した場合には、必要に応じて、当社が適当と認める時期および方法において、その旨を開示するものとします。独立委員会において、（i）指定した期限までに買収提案者から追加の必要情報が提出されない場合を含め、買収提案者に本適正ルールの手続違反があると判断した場合、または（ii）買収提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであると判断した場合には、独立委員会は取締役会に対して、当該判断とともに、本適正ルールに基づく対抗措置を発動するよう、勧告するものとします（「発動勧告」）。上記（i）および（ii）以外の場合においては、独立委員会は、必要に応じ、不発動の勧告を含めた勧告を取締役会に対して行うことができます。なお、独立委員会規程の概要については、別紙2をご参照下さい。

#### ④ 取締役会による対抗措置の発動決議

買収提案者が本適正ルールの手続に違反するものである旨の独立委員会の判断とともに独立委員会から本適正ルールに基づく対抗措置の発動勧告を受けた場合には、取締役会は、当該買収提案者についての本適正ルールの手続違反を確認した上で、対抗措置を発動する旨の決議を行い、株主総会の決議を経ずに、対抗措置を発動させることとします。（なお、独立委員会により本適正ルールの手続違反を理由とする対抗措置の発動勧告がない場合には、取締役会のみの判断により、本適正ルールの手続違反のみを理由として、対抗措置を発動することは行いません。）

上記の定めに従い、株主総会の決議を経ずに対抗措置を発動させることができる場合を除き、取締役会は、当該買収提案を受け入れるか否かについて、「1.（2）本適正ルール導入・継続の目的」等に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から検討します。対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合は、当該買収提案に係る必要情報が充足しその提供が完了した旨の通知が独立委員会から取締役会に対してなされた日から60営業日、これら以外の買収提案の場合は、当該買収提案に係る必要情報が充足しその提供が完了した旨の上記通知がなされた日から90営業日の期間（但し、いずれの期間についても、株主意思の確認のための株主総会が招集されることとなった場合等これらの期間を超える合理的な理由がある場合において、独立委員会が異議を留めないときは、これを延長す

ることができるものとします。なお、延長をする場合は、速やかに具体的延長期間および当該延長の理由を開示するものとします。）（「検証期間」）、これを審議します。その上で、当該買収提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあるものであると判断した場合には、取締役会は、当該買収提案に対する本適正ルールに基づく対抗措置の発動を決議し（「発動決議」）、当該対抗措置発動の可否について株主の皆様の意思を確認するため、検証期間終了日までの日を開催日とする株主総会を招集するものとします。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあるものであると取締役会が判断する場合としては、例えば、次のようなものが想定されますが、これらに限られるものではありません。

- (i) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合
  - (a) 株券等を買占め、その株券等につき当社およびその関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社グループの資産を買収者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等により株券等の買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買収である場合
- (iii) 買収の条件（買収の対価の価額・種類、買収の時期、買収の方法の適法性、買収の実現可能性、買収後の経営方針・事業計画、および買収後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当である場合
- (iv) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社グループのブランド価値、企業理念、ビジョン等を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある買収である場合

なお、本適正ルールにおいては、上記の場合を含め、買収提案の内容が当社の企業



価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由として対抗措置を発動するためには、必ず、取締役会の発動決議に加えて株主総会による承認を得ることが必要でありますから、取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されております。

他方、上記の検証期間における審議の結果、当該買収提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであると取締役会が判断した場合には、取締役会は、当該買収提案に対する本適正ルールに基づく対抗措置を発動しない旨の決議をするものとします（「不発動決議」）。この場合、取締役会は、当該買収提案について独立委員会から本適正ルールに基づく発動勧告を受けていない限り、株主の皆様の意思を確認することなく、買収提案者による買収提案の実行を認めることができ、買収提案者により買収提案が実行されても、本適正ルールに基づく対抗措置が発動されることはありません。なお、不発動決議がなされた場合であっても、独立委員会による発動勧告がなされている場合には、取締役会は、株主総会を招集し、買収提案に対する対抗措置発動の要否について、株主の皆様の意思を確認しなければならないものとします。

本適正ルールにおいては、買収提案について独立委員会から本適正ルールに基づく発動勧告を受けていない場合における、取締役会による不発動決議を、「買収提案容認決議」といいます。

#### ⑤ 株主意思の確認

（i）独立委員会による買収提案に対する発動勧告がなされている場合（当該勧告が、買収提案者が本適正ルールの手続違反をしていることを理由とするものであり、取締役会が当該違反を確認することにより、取締役会の決議のみで対抗措置を発動する場合を除きます。）、または（ii）独立委員会によって発動勧告がなされていない場合において、取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断し、発動決議をした場合には、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主の皆様の意思の確認は、株主総会における当該対抗措置発動に関する承認決議によって行い、具体的には、新株予約権の無償割当てについて、取締役会の決議に委任する旨の議案を株主総会に上程し、その決議を求めます。その際、株主総会において当該議案が否決された場合には、当該買収提案に対して、本適正ルールに基づき対抗措置が発動されることはありません。本適正ルールにおいては、上記株主総会において対抗措置発動の議案が否決されることを、「発動不承認」といいます。

取締役会は、株主の皆様の意思を確認する場合には、検証期間終了日までの日を株主総会の開催日とする株主総会の開催を決定しなければならないものとします。当該株主の皆様の意思確認のための株主総会は、以下の要領により開催するものとします。

(a) 決議要件

株主総会においては、本適正ルールに基づく対抗措置発動について、議決権の書面行使や電磁的方法による議決権の行使を含めて、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとします。

(b) 議決権を行使できる株主

株主総会において議決権を行使することができる株主の皆様とは、取締役会が設定した基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様とします。

(c) 結果の開示

買収提案に対する対抗措置発動に関する株主の皆様の意思確認のための株主総会の決議結果については、当該結果が判明し次第、当社は速やかに開示するものとします。

なお、買収提案に対し、本適正ルールに基づき対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思を確認するため株主総会を招集することができるのは、法令で別途定められた場合を除き、取締役会のみとします。また、取締役会が、上記に従い株主総会の開催を決定した後においても、当該株主総会の開催日までに、以下の事由が生じた場合には、取締役会は、上記株主総会の開催を取り止めることができるものとし、(x)の場合にあっては、即座に本適正ルールに基づく対抗措置を発動することができるものとします。

(x) 買収提案者が、本適正ルールの手続違反をすることにより、取締役会の決議のみで対抗措置を発動させることができる要件を満たした場合

(y) 買収提案に対し、独立委員会による発動勧告が存在しない場合（新たに明らかになった事実がある場合にあっては、当該事実を再度検討した独立委員会が発動勧告を行わないときに限ります。）であって、本適正ルールに基づく不発動決議が、取締役会によって改めてなされた場合

取締役会が、上記株主総会の開催を取り止めた場合、買収提案に対する対抗措置の発動につき、株主の皆様の意思確認を経たことにはならないため、取締役会が、再度買収提案に対する対抗措置を発動するためには、上記(y)の場合にあっては、改めて株主総会を招集して、当該対抗措置の発動につき株主総会の承認を得なければなりません。



⑥ 株主総会の決議に基づく新株予約権の無償割当ての実施または不実施の取締役会決議

取締役会は、買収提案者が買収提案を撤回しない限り、上記株主意思確認手続の結果に従って、新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うとともに、その決議内容を開示するものとします。すなわち、上記株主総会において、買収提案に対する対抗措置の発動が承認され（「発動承認」）、かつ買収提案者が買収提案の実行により買収者（4.（1）⑦において定義します。）となる場合には取締役会が本適正ルールに基づき新株予約権の無償割当てを行う旨を決議します。一方、上記株主総会において、発動不承認となった場合は、買収提案者が買収提案の実行により買収者となる場合であっても取締役会は新株予約権の無償割当てを行わない旨を決議します。

⑦ 新株予約権無償割当ての決議

取締役会による買収提案容認決議がされ、または株主総会において発動不承認となった場合には、買収提案に対して対抗措置が発動されることはありませんが、それ以外の状況で、買収提案者が、（i）買付け後の株券等所有割合が20%以上となる公開買付けの公開買付開始公告を行った場合、または（ii）当社支配株式等を取得もしくは保有した場合には、当該者（「買収者」）の当社株券等保有割合または株券等所有割合を低下させるため、取締役会は本適正ルールに基づく対抗措置として、買収者およびその関係者等（4.（2）④において詳述することとし、以下「買収者等」といいます。）の権利行使に制約が付され、また取得条項付新株予約権としての取得または取得対価について買収者等の区別を設けた新株予約権の無償割当てを決議します。ただし、本適正ルールに従い、新株予約権無償割当ての決議を行うことができるのは、（i）買収提案者が、本適正ルールの手続違反をすることにより、取締役会の決議のみで対抗措置を発動させることができる要件を満たした場合、および（ii）株主総会における発動承認がある場合に限られるものとします。

なお、取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した後においても、買収提案者が買収提案を撤回した場合、その他買付けそのものが存在しなくなった場合などの事情がある場合には、取締役会は、（i）当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までは、当該無償割当てを中止することができ、（ii）当該無償割当ての効力発生後は、当該新株予約権を無償で取得する旨の決議を行うことができるものとします。上記に従って、取締役会が新株予約権の無償割当てを中止する旨、または当該新株予約権を無償で取得する旨の決議をした場合には、株主の皆様は、最終的には、当社の新株予約権を取得または保有しないこととなります。また、かかる場合には、当社の株価の形成に影響が生じることがあります。

⑧ 新株予約権無償割当て決議内容の開示

取締役会は、上記⑦の新株予約権無償割当ての決議を行った場合には、速やかに当該決議の内容その他関連する事項についての情報を開示するものとします。

⑨ 情報開示

当社は、本適正ルールへの運用に際しては、本適正ルールにおいて個別に規定するもののほか、適用される法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本適正ルールの手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認のための株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 新株予約権無償割当ての概要

取締役会において新株予約権の無償割当てが決議された場合、取締役会は、買収者等による権利行使に制約が付され、また取得条項付新株予約権としての取得または取得対価について買収者等の区別を設けた新株予約権を、株主の皆様は無償で割り当てます。なお、新株予約権の無償割当てについては、その内容等を予め開示しておくことが、予測可能性等の観点から株主の皆様および投資家の皆様の利益に資するものと考えます。したがって、本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で以下のとおり開示します。

① 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とします。

② 新株予約権の目的となる株式の総数

当社の発行可能株式総数から発行済株式総数を減じて得た数を上限とします。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で取締役会が決定する金額とします。

④ 新株予約権の行使条件

以下の条件を含む行使条件を付することがあります。なお、(i)または(ii)の条件を満たさない者を、本適正ルールの説明において「買収者等」といいます。

(i) 行使する者が以下のいずれにも該当しないこと。

(a) 買収者

- (b) 買収者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）または共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項、第6項）
- (c) 上記（a）または（b）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者
- (d) 上記（a）から（c）までに該当する者の関連者（なお、「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者との共同の支配下にある者として当社の取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社の取締役会が認めた者をいいます。また、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条参照。）をいいます。）
- (ii) （a）行使する者が自らの利益のために行使する場合であること、または（b）行使する者が第三者のために行使する場合にあっては当該第三者が（i）の条件を充足すること。
- (iii) 当社取締役会が求めた場合には上記（i）および（ii）の要件を満たすことについて書面による表明・保証を提出すること。

#### ⑤ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

#### ⑥ 当社による本新株予約権の取得

- (i) 当社は、本新株予約権行使期間開始前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると取締役会が認める場合には、取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができます。
- (ii) 当社は、取締役会が定める日の到来日をもって、上記④の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、当社普通株式を交付する方法による新株予約権の取得をします。  
なお、上記の方法による新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数の上限は、当社の発行可能株式総数から発行済株式総数を減じて得た数とします。

#### (3) 本適正ルールの導入・継続のための手続

本適正ルールは、買収提案がされた場合において、対抗措置を発動することについては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害することを理由とする対抗措置の発動を含め、原則として株主総会の決議を経ることが必要とされており（株主の皆様の意思を確認することなく対抗措置を発動できる場合については、4.（1）④をご覧ください。）、この点について株主の皆様の意思を反映させるものとなっております。

ただし、当社といたしましては、対抗措置の発動の有無だけでなく、本適正ルールを導入・継続すること自体についても、株主の皆様の意思を反映させるべきであると考えております。このため、当社においては、本適正ルールの導入時およびその後の継続時に株主の皆様の意思を確認させていただいておりますが、今般の継続に際しても、定款第13条に基づき、本適正ルールに定める要領に従い株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役に委任することにつき株主総会の承認を求めることで、本適正ルールの継続の可否について株主の皆様の意思を確認することといたします。

#### (4) 本適正ルールの有効期間、廃止および変更等

継続後の本適正ルールの有効期間は、第95期定時株主総会において本適正ルールに係る新株予約権の無償割当てに関する4.(3)記載の議案が可決された時点から平成28年に開催される定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間満了前であっても取締役会において本適正ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本適正ルールはその時点で廃止されるものとします。また、有効期間満了前に取締役会で本適正ルールの修正・変更の決議がなされた場合（本適正ルールの内容を実質的に修正・変更する場合には、株主総会による承認（出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数による決議）を条件とします。）は、修正・変更の内容その他の事項について速やかに情報を開示するものとします。なお、上記有効期間の満了する時点で、本適正ルールをさらに更新し、継続するためには、取締役会は、株主総会の承認（出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数による決議）を得るものとします。

### 5. 本適正ルールの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針および企業価値研究会の報告書の内容に沿うものであること

本適正ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

#### (2) 株主の皆様にご判断していただく形式のものであること

本適正ルールは、その導入時に株主の皆様の意思を確認させていただいておりますが、4.(3)において記載しているとおり、今般の継続に際しても、定款第13条に基づき、本適正ルールに定める要領に従い株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで



新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役会に委任することにつき、株主総会の承認を求め、本適正ルールの継続の可否について株主の皆様の意思を確認することとしております。また、4. (1) ⑤において記載しているとおり、本適正ルールは、本適正ルールの手続違反がない限り、買収提案に対する対抗措置を発動するためには、必ず株主総会の承認決議が必要であるものとし、買収提案者による買収提案の受入の可否について、株主の皆様に直接判断していただく形式のものです。このように、対抗措置の発動については、本適正ルールの手続違反がない限り、株主総会の承認決議を得ることとなっているため、取締役の恣意的な意向によって対抗措置が発動されることはありません。さらには、継続後の本適正ルールは、有効期間が3年と設定されており、本適正ルールをさらに更新し、継続させるためには、4. (4) において記載しているとおり、有効期間満了時に、再度、株主の皆様の判断を直接仰ぐ形式のものとなっております。

### (3) 独立した独立委員会による対抗措置発動の判断および取締役会判断による対抗措置の発動の制限

本適正ルールにおいては、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の判断の中立性を担保するため、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会を設置しております。まず、本適正ルールの手続に違反していることを理由として対抗措置を発動するためには、必ず、独立委員会において当該違反を理由とする発動勧告があることを必要とし、取締役会の恣意的な運用によって対抗措置が発動されることを防止しております。

また、それ以外の場面においては、独立委員会においても、買収提案に対する対抗措置発動の要否を検証するものとしております。すなわち、取締役会において不発動決議がなされた場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動勧告を行っている場合には、取締役会は対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を確認するため、株主総会を招集しなければならないとしております。したがって、本適正ルールは、取締役会が恣意的に買収者による買収を妨害する場合のみでなく、取締役が自らの利益のみのために行う買収等に恣意的に賛成することを防止する機会も与えております。また、取締役会が、買収提案に対して、株主の皆様の意思の確認を行わずに対抗措置を発動できるのは、4. (1) ④において挙げられている本適正ルールの手続違反の場合に限定しております。

### (4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の取締役の任期は、定款により選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。また、4. (4) 記載のとおり、本適正ルールは、取締役会において、廃止するか否かの決議をすることができま

す。したがって、本適正ルールは、毎年株主の皆様によって選任される取締役で構成される当社取締役会において、随時、本適正ルールの継続または廃止の決議を行うことができ、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

## 6. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本適正ルール継続時に株主および投資家の皆様に与える影響等

本適正ルールは、独立委員会および取締役会がともに買収提案に賛成する場合および買収提案者が本適正ルールの手続違反をすることにより取締役会の決議のみで対抗措置を発動させることができる場合を除き、本適正ルールに従って買収提案に応じるか否かを判断するために必要な情報を当社株主の皆様に提供した上で、買収提案に応じるか否かの最終的な判断を株主の皆様に委ねることで、当社の株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、当社の株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、本適正ルール継続時点においては、新株予約権の割当て等はい行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本適正ルール発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

本適正ルールの発動時には、取締役会が本新株予約権割当て決議に際して別途定める割当て基準日時点の株主の皆様に対し、本新株予約権を無償で割り当てます。この手続においては、株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込の手続等は必要ありませんが、株主の皆様が、その後の権利行使期間内に金銭の払込みその他下記6. (3) ①に記載する本新株予約権の行使に係る手続等を行わないままですと、他の株主の皆様の本新株予約権の行使により、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じるとともに、当該株主の方が保有する当社株式全体の価値の希釈化が生じますのでご注意ください。

ただし、本新株予約権の行使に係る手続等を行い、本新株予約権を行使する限り、当該株主の方が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、本新株予約権の行使が制限されている者以外の株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

また、当社は、取締役会の決定に基づいて、下記6. (3) ②に記載する手続に従って、買収者等の本新株予約権の行使が制限されている者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社が、この取得手続に従った場合には、本新株予約権の行使が制限されている者以外の株主の皆様は、



本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みなしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、本新株予約権の行使が制限されている者以外の株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てについて、4. (1) ⑦に記載しているとおり、無償割当ての効力発生前に無償割当てを中止し、または無償割当ての効力発生後において無償で当該新株予約権を取得することがあります。かかる場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があることにご注意下さい。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続等

#### ① 本新株予約権の行使手続

本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が、当該新株予約権の行使を希望される際には、新株予約権の行使に必要な書類を提出するとともに、行使価額の払込みを行っていただく必要があります。

#### ② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合は、法定の手続に従って取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。かかる決定をした場合、買収者等の本新株予約権の行使が制限されている者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として、当社の普通株式を受領することになります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細については、本新株予約権に関する取締役会決議が行われた後に、株主の皆様に対して情報の開示または通知をいたしますので、当該内容をご覧ください。

以 上

## 独立委員会委員略歴

はん じ せい び  
判 治 誠 吾

(昭和17年1月2日生)

昭和40年4月 大同メタル工業株式会社入社  
昭和55年4月 同社営業本部東京営業所長  
平成5年6月 同社取締役第三事業部副事業部長  
平成7年6月 同社代表取締役社長  
平成17年6月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者  
平成19年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者（現在に至る）  
平成22年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

大同メタル工業株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者

み しな かず ひろ  
三 品 和 広

(昭和34年9月23日生)

平成元年9月 ハーバード・ビジネス・スクール助教授  
平成7年10月 北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術調査センター助教授  
平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授  
平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科助教授  
平成16年10月 神戸大学大学院経営学研究科教授（現在に至る）  
平成24年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

神戸大学大学院経営学研究科教授

たに ぐち ま み  
谷 口 真 美

(昭和41年6月8日生)

平成11年4月 広島経済大学経済学部助教授  
平成12年4月 広島大学大学院社会科学部研究科マネジメント専攻助教授  
平成12年10月 米国ボストン大学組織行動学科エグゼクティブ・ラウンドテーブル客員  
研究員  
平成15年4月 早稲田大学商学部助教授  
平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科准教授  
平成20年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授（現在に至る）  
平成24年6月 当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院商学研究科教授

さいだくにたろう  
齊田 國太郎

(昭和18年5月4日生)

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 昭和44年4月  | 検事任官                     |
| 平成13年11月 | 東京地方検察庁検事正               |
| 平成15年2月  | 高松高等検察庁検事長               |
| 平成16年6月  | 広島高等検察庁検事長               |
| 平成17年8月  | 大阪高等検察庁検事長               |
| 平成18年5月  | 退官                       |
| 平成18年5月  | 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）（現在に至る） |
| 平成19年6月  | 当社社外監査役（現在に至る）           |
| 平成20年6月  | 住友大阪セメント株式会社社外取締役（現在に至る） |
| 平成22年6月  | 平和不動産株式会社社外取締役（現在に至る）    |

重要な兼職の状況

住友大阪セメント株式会社社外取締役

平和不動産株式会社社外取締役

おかしままさあき  
岡島 正明

(昭和29年1月26日生)

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 昭和52年4月  | 農林省入省                        |
| 平成7年12月  | 食糧庁主計課長                      |
| 平成15年1月  | 農林水産省大臣官房予算課長                |
| 平成16年1月  | 林野庁林政部長                      |
| 平成17年9月  | 農林水産省大臣官房総括審議官               |
| 平成18年1月  | 同省総合食料局長                     |
| 平成20年1月  | 同省大臣官房長                      |
| 平成22年4月  | 青山学院大学大学院総合文化政策学部客員教授（現在に至る） |
| 平成23年10月 | 中央大学大学院公共政策研究科客員教授（現在に至る）    |
| 平成24年6月  | 当社社外監査役（現在に至る）               |

※各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は、本適正ルールの規律に従い、本適正ルールに規定する買収提案者があらわれた場合において、買収提案者による本適正ルールの遵守状況の評価検討を行うほか、取締役会とは独立した判断のもとに、買収提案に対して当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かについての評価検討を行うことを目的として、当社取締役会の決議に基づき設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立していると合理的に判断される、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、または（iii）学識経験者等のいずれかに該当する者から、取締役会が選任するものとする。但し、学識経験者等は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとする。
- ・独立委員会の委員の任期は、委員に選任された時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により再任することができる。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。但し、その者が学識経験者等に該当する場合には、取締役会の決議により独立委員会の委員として選任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に掲げる場合には、取締役会に対し、本適正ルールに基づく対抗措置の発動（新株予約権無償割当てを実施することをいう。）の勧告をその理由を付して行うものとする。
  - ① 買収提案者から必要情報が十分に提供されておらず、必要情報の提供を要求したにも拘らず、指定した期限までに買収提案者から必要情報の提供がなされない場合を含め、買収提案者に本適正ルールの手続違反があると独立委員会が判断した場合
  - ② 買収提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものであると独立委員会が判断した場合
- ・独立委員会は、上記に掲げる場合を除き、必要に応じて、取締役会に対し対抗措置不発動（新株予約権無償割当てを実施しないことをいう。）の勧告を含めた勧告を行うことができる。

- ・独立委員会は、上記のほか、次の各号の事項を行うことができる。
  - ① 本適正ルールの対象となる買収提案者または買収者に該当することの検証・判断
  - ② 検討期間の延長についての合理的な理由の存否の検証・判断
  - ③ 買収提案者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の内容と回答期限の決定
  - ④ 買収提案者から必要な情報が提供されていないと判断される場合において、取締役会を通じての、買収提案者への追加必要情報の提供の要求
  - ⑤ 買収提案者から提供された必要情報が充足された場合における取締役会へのその旨の通知
  - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および当該代替案の検討
  - ⑦ その他本適正ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められている事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社および関係会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、必要に応じ合理的な範囲内において、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の当社から独立した第三者の助言を得ることができるものとする。
- ・各独立委員会委員は、買収提案者があらわれた場合のほか、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以 上



## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をお読みいただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記アドレスをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載しております議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月24日（月曜日）午後5時30分までに行使くださいますようお願いいたします。
- (4) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (6) インターネットのご利用に關する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 2. インターネットによる議決権行使の具体的な方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。  
なお、行使期間中の午前3時～午前5時は上記アドレスにアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使書用紙右下に記載しております議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

### 3. ご利用環境

◎パソコン Windows®機種

なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5 以上

◎インターネット環境

プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

\*Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

### 4. セキュリティについて

行使された情報が改竄、盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

#### 【お問い合わせ先について】

1. 議決権行使に関するパソコン等の操作方法等についての専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
 0120-768-524（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時 土日・休日を除く）

2. 上記1. 以外のお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
 0120-288-324（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後5時 土日・休日を除く）

#### 【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

【添付書類】

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

[連結経営成績]

|       | 前 期<br>(百万円) | 当 期<br>(百万円) | 前期比<br>(百万円) | 増減率<br>(%) |
|-------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 売上高   | 454,931      | 470,126      | 15,195       | 3.3        |
| 営業利益  | 16,177       | 17,932       | 1,755        | 10.8       |
| 経常利益  | 15,250       | 17,202       | 1,952        | 12.8       |
| 当期純利益 | 7,904        | 9,823        | 1,918        | 24.3       |

[事業別売上高・営業利益]

| 事 業 名 称                    |               | 売 上 高<br>(百万円) | 対前期伸長率<br>(%) | 営業利益<br>(百万円) | 対前期伸長率<br>(%) |
|----------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 加 工 食 品 事 業                |               | 184,041        | 5.7           | 6,030         | 17.0          |
| 水 産 事 業                    |               | 63,686         | △3.0          | 70            | △68.3         |
| 畜 産 事 業                    |               | 75,504         | △0.1          | 524           | △0.1          |
| 低<br>温<br>物<br>流<br>事<br>業 | 物 流 ネットワーク事業  | 88,427         | 6.2           | 3,816         | 29.9          |
|                            | 地 域 保 管 事 業   | 47,108         | 2.5           | 4,617         | 12.5          |
|                            | 海 外 事 業       | 18,873         | 0.1           | 720           | △22.4         |
|                            | エンジニアリング事業・共通 | 1,940          | 32.0          | △591          | —             |
| 小 計                        |               | 156,350        | 4.6           | 8,562         | 15.9          |
| 不 動 産 事 業                  |               | 4,740          | △4.2          | 2,285         | △3.0          |
| そ の 他 の 事 業                |               | 5,770          | △4.4          | 431           | △10.6         |
| 調 整 額                      |               | △19,968        | —             | 26            | —             |
| 合 計                        |               | 470,126        | 3.3           | 17,932        | 10.8          |

(注) 調整額のうち、売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高であり、営業利益は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない持株会社に係る損益であります。

当期のわが国経済は、海外経済の減速や円高の進行などから景気は弱含みで推移しましたが、昨年末の政権交代以降、デフレ脱却に向けた財政・金融政策への期待感が膨らみ、米国経済の回復基調も相まって円高是正・株価上昇に転じるなど、景気は持ち直しの動きが見られました。

食品・物流業界におきましては、原材料価格の上昇や低価格競争の激化など厳しい事業環境が続きましたが、自宅で食事をとる機会が増えたことを背景として、内食・中食向けに利便性の高い商品の需要は拡大しました。また、電力料金上昇の影響を受ける一方で、一部商材の荷動き停滞や大消費地への貨物の集中化傾向などにより首都圏を中心に在庫量は高水準で推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、中期経営計画“energy 2012”（2010年度～2012年度）最終年度の計画達成を目指し、顧客ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供に努めるとともに、大型投資の成果を着実にあげることに注力しました。また、グループの持続的成長の実現に向けて国内外で事業基盤拡充のための投資を実施しました。

この結果、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業、物流ネットワークの伸長や地域保管が貢献した低温物流事業がそれぞれ増収・増益となり、グループ全体の売上高は4,701億26百万円（前期比3.3%の増収）、営業利益は179億32百万円（前期比10.8%の増益）、経常利益は172億2百万円（前期比12.8%の増益）となりました。

特別利益は、投資有価証券売却益など総額16億90百万円となる一方、特別損失は、減損損失46億33百万円などを計上し、総額は52億91百万円となりました。

以上により、当期純利益は98億23百万円（前期比24.3%の増益）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

## **(1) 加工食品事業**

- ・好調な内食・中食需要のもと、家庭用の米飯類や業務用のチキン加工品、冷凍野菜の取扱いが伸長したことなどにより増収となりました。
- ・増収効果や第3四半期まで一部の製品・原材料調達コストが低位安定したことに加え、生産性改善に努めたことなどにより営業利益は増益となりました。

### **カテゴリー別のポイント**

#### **家庭用調理冷凍食品**

- ・販売拡大に注力した「本格炒め炒飯」「焼おにぎり」などの主力商品が伸長したことに加え、「若鶏のグリルドチキン」が順調に売上げを伸ばし増収・増益となりました。

#### **業務用調理冷凍食品**

- ・主力のチキン加工品が順調に取扱いを伸ばしたことや、第3四半期まで製品・原材料調達コストが低位安定したことに加え、春巻・クリームコロッケ類が震災の影響から回復したことなどにより増収・増益となりました。

## 農産加工品

- ・利便性を追求した「そのまま使える」シリーズが引き続き好調に推移したことに加え、枝豆、ブロッコリー、ほうれん草も伸長し増収となるも、年明け以降の急速な円安により商品利益は前期を下回りました。

## **(2) 水産事業**

水産業界では、国内消費者の食に対する低価格志向が続くなか、供給過剰となったチリ産銀鮭や減産の影響を受けた東南アジア産養殖えびなど需給バランスが崩れた商材の相場が不安定に推移しました。

- ・外食向けを中心に取扱いが伸長したものの、「凍魚類」の販売に苦戦したほか、一部商材の相場下落が響き減収・減益となりました。

### カテゴリー別のポイント

#### えび

- ・「むきえび」などの取扱いが減少したものの、外食向けを中心に取扱いが伸長し、売上高・商品利益ともに前期並みとなりました。

#### 水産品

- ・「魚卵」「貝類」など外食向けを中心に順調に取扱いを伸ばしたものの、供給過剰となったチリ産銀鮭の影響を受け「凍魚類」の販売が振るわなかったことや、「たこ」「かに」の販売価格が下落したことなどにより減収・減益となりました。

## **(3) 畜産事業**

畜産業界では、供給過剰の状態が続いた輸入品の影響を受け鶏肉の国内価格が低迷、また、異常気象による飼料価格の高騰などにより、畜産品の生産コストが上昇しました。

- ・販売価格が低迷するなか、鶏肉を中心とした加工品の販売に注力するとともに、需給の変動に対応した慎重な買付けを進めたことなどにより売上高、営業利益ともに前期並みとなりました。

### カテゴリー別のポイント

#### 鶏肉

- ・在庫管理の徹底と輸入品の慎重な買付けに注力したものの、販売価格の低迷により減収となりました。
- ・お客様のニーズに応じた最適加工への取組みにより、加工品の販売は好調に推移しました。

#### 牛肉

- ・市況が前期の落ち込みから回復傾向にあり、国産品の取扱いが順調に推移したことなどにより売上高は前期を上回りました。



## 豚肉

- ・消費者の低価格志向が続いたものの、お客様の求める加工度に合わせた商品の提供により外食向けなどの取扱いが増え、売上げは前期並みとなりました。

## (4) 低温物流事業

ＴＣ（通過型センター）・３ＰＬ（サード パーティー ロジスティクス）事業が好調な物流ネットワーク事業のけん引と、高水準の在庫維持や一部の物流センターの収益性改善など堅調に推移した地域保管事業の下支えにより増収・増益となりました。

### 事業別のポイント

#### 物流ネットワーク事業

- ・ＴＣ事業や３ＰＬ事業において物流効率化提案の推進などにより新規顧客を獲得したことや、東北地区の被災物流センターが順調に回復したことにより増収・増益となりました。
- ・運送事業では、大都市圏へ保管貨物が集中するなか、配送車両の効率活用を推進するとともに、地域保管事業との連携など輸配送業務の強化に向けた取組みを進めました。

#### 地域保管事業

- ・大消費地への貨物集中化傾向が続くなか、首都圏では東扇島物流センター（川崎市川崎区）２期棟など新拠点の来期稼働を見据えた集荷に努めるとともに、地方では地域密着営業を着実に積み重ね、高水準の在庫を維持し増収となりました。
- ・電力料の増加はあるものの、増収効果や一部の物流センターの収益性改善などにより増益となりました。

#### 海外事業（平成24年１月～平成24年12月）

##### 欧州地域

- ・運送需要の着実な取り込みとポーランドにおける小売店向け配送業務の取扱い拡大などにより増収となりました。
- ・利益面は、輸入果汁の加工業務が低調に推移したことに加えて、燃油価格や車両調達コストの上昇など運送費用が増加したことなどにより減益となりました。

##### 中国（上海）

- ・主力のコンビニエンスストア店舗配送業務が、堅調に推移するとともに、新設した第二センターも順調に稼働したことなどにより増収となりました。

## (5) 不動産事業

賃貸オフィスビルの競争力強化のため、リニューアル工事・防災対策工事を実施したことなどにより、都心賃貸オフィスビルでの空室率は改善したものの、既存テナント賃料の減少などにより減収・減益となりました。

## (6) その他の事業

その他の事業のうちバイオサイエンス事業は、組織染色製品やキット製品が好調に推移したことなどから増収・増益となりました。

## 2. 対処すべき課題

### (1) 前中期経営計画（2010年度～2012年度）の振り返り

前中期経営計画“energy 2012”の基本コンセプトは、事業戦略の着実な遂行とスピーディーな環境対応を通じて、持続的な利益成長へつなげることでした。

前計画期間中において、東日本大震災とそれに続く原子力発電所事故の発生など、事業環境が大きく変化しましたが、加工食品事業におけるチキン加工品をはじめとした家庭用・業務用冷凍食品の売上増加や、低温物流事業における大型新設拠点の稼働など、主力事業において収益基盤の拡大を図ることができました。一方、市況低迷の影響などを受け苦戦を強いられた水産事業では、安定収益の実現といった課題も残す結果となりました。

### (2) 新中期経営計画「RISING 2015」（2013年度～2015年度）の概要

超高齢化やグローバル化の進展などの大きな環境変化に対応して、持続的な成長ができるよう経営資源を投入してまいります。

加工食品事業においては、さらに顧客ニーズに迅速に対応できるよう業態別組織体制へ移行し、差別化された商品の供給と、主力家庭用商品を中心とした自営工場の生産能力拡大と生産ラインの最適配置により、売上増加と利益率の向上を目指します。

低温物流事業においては、国内最大のネットワークをさらに拡充して保管および輸配送需要の取り込みを加速し、売上の拡大を図ります。

今中期経営計画においても、加工食品事業、低温物流事業を中心に前中期経営計画を超える積極的な投資を行い、将来の経営環境の変化への備えを万全にいたします。また成長する海外市場への展開を着実なものにし、売上げを大幅に増加させていきます。これらの施策を実行することにより、昨年発表した中期経営ビジョン「GROWTH 2016」における2016年度の目標達成に向け確実な道筋をつけてまいります。

### (3) 全体戦略

- ① グループ各社の国内外における収益力を向上し、持続的成長を実現します。
- ② グローバルな品質保証体制を構築します。
- ③ グループ経営資源の適正配分を行うとともに、自己株式取得・増配等適正な株主還元策を継続します。  
※配当方針については従来どおり連結株主資本配当率（DOE）2.5%を目標とします。
- ④ 持株会社体制におけるコーポレート機能を強化します。
- ⑤ 社会・経済環境の大きな変化に対応して技術戦略の強化を図ります。

#### (4) セグメント別の事業計画

- ① 加工食品事業（ニチレイフーズグループ）
  - ・主力家庭用商品を中心とした自営工場の生産能力拡大と生産ラインの最適配置により、商品供給力増強と利益率向上に取り組みます。
  - ・業態別組織への変更を基点に、顧客ニーズを迅速につかみ、商品開発・供給のスピードアップを図ります。
- ② 水産・畜産事業（ニチレイフレッシュグループ）
  - ・顧客志向の営業力強化と差別化商材、顧客ニーズにきめ細やかに応える加工品の更なる拡充を図ります。

- ③ 低温物流事業（ニチレイロジグループ）
  - ・首都圏・関西圏を中心に設備投資を実施し、集中する物流ニーズの取り込みと効率化を図ります。
  - ・従来輸配送需要の取り込みが遅れていた地域においても、組織再編を通じて本格的に運送事業の拡大に取り組みます。
  - ・海外事業を成長の柱の一つと位置付け、欧州や東南アジアでの事業を拡大します。
- ④ バイオサイエンス事業（ニチレイバイオサイエンス）
  - ・バイオ医薬の伸長を背景に、組織染色製品に注力し、グローバル市場にも挑戦します。

#### 新中期経営計画「RISING 2015」及び中期経営ビジョン「GROWTH 2016」の目標数値

|                | RISING 2015<br>(2015年度) | GROWTH 2016<br>(2016年度) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 連結売上高          | 5,100億円                 | 5,300億円                 |
| 内 海外売上高        | 580億円                   | 500億円以上                 |
| 連結営業利益         | 204億円                   | 220億円                   |
| 連結経常利益         | 197億円                   | －                       |
| 連結当期純利益        | 120億円                   | 120億円                   |
| 連結株主資本利益率（ROE） | 8%以上                    | 8%以上                    |
| 3か年の設備投資総額（※）  | 770億円                   | －                       |
| 内 加工食品事業       | 302億円                   | －                       |
| 低温物流事業         | 378億円                   | －                       |

※リースを含む

### 3. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は120億95百万円、無形固定資産投資額は10億75百万円、減価償却費は143億2百万円となりました。なお、設備投資の内容は冷蔵設備及び生産設備等の増強、設備の合理化・維持保全などであり、無形固定資産の主な内容はソフトウェアの制作費であります。

(当期中に完成した主要な設備)

|                                            |                           |
|--------------------------------------------|---------------------------|
| 株式会社ロジスティクス・ネットワーク<br>山形寒河江物流センター（山形県寒河江市） | 物流センターの新設<br>（延床面積3,903㎡） |
|--------------------------------------------|---------------------------|

(当期末現在継続工事中の主要な設備)

|                                                          |                             |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東<br>東扇島物流センター第2期棟（川崎市川崎区）              | 物流センターの増設<br>（冷蔵能力40,787 t） |
| GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.<br>（タイ チョンブリ県）         | 生産設備の増設<br>（月産500 t）        |
| Entrepots Godfroy S.A.S.<br>リヨン物流センター（仮称）<br>（フランス ローヌ県） | 物流センターの新設<br>（冷蔵能力7,670 t）  |
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西<br>咲洲物流センター（仮称）（大阪市住之江区）              | 物流センターの新設<br>（冷蔵能力40,000 t） |

### 4. 資金調達の状況

当期から翌期にかけての設備投資などに備え、金融機関から長期資金の借入れを行っております。なお、当期中に増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

## 5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 92 期<br>21/4～22/3 | 第 93 期<br>22/4～23/3 | 第 94 期<br>23/4～24/3 | 第 95 期<br>(当期)<br>24/4～25/3 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(百万円)          | 438,111             | 437,808             | 454,931             | 470,126                     |
| 営 業 利 益(百万円)        | 16,814              | 16,681              | 16,177              | 17,932                      |
| 経 常 利 益(百万円)        | 15,450              | 16,115              | 15,250              | 17,202                      |
| 当 期 純 利 益(百万円)      | 9,064               | 4,044               | 7,904               | 9,823                       |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 円 銭<br>29.24        | 円 銭<br>13.08        | 円 銭<br>26.35        | 円 銭<br>33.40                |
| 総 資 産 額(百万円)        | 277,496             | 284,562             | 290,537             | 297,903                     |
| 純 資 産 額(百万円)        | 122,694             | 117,748             | 118,700             | 125,320                     |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 円 銭<br>385.47       | 円 銭<br>377.08       | 円 銭<br>396.33       | 円 銭<br>430.47               |
| 設 備 投 資 額(百万円)      | 23,610              | 21,096              | 11,657              | 12,095                      |
| 有 利 子 負 債(百万円)      | 85,792              | 96,977              | 97,824              | 96,882                      |
| (うちリース債務)           | (24,872)            | (24,498)            | (22,991)            | (21,479)                    |

(注) 有利子負債の下段 ( ) 内は内書きで、リース債務の期末残高であります。

第92期は、低価格化や商品アイテムの絞込みの影響により売上高は前期を下回りましたが、水産・畜産事業の採算性が安定したことなどにより経常利益は前期を上回りました。また、長期資金の返済などにより総資産は減少しました。

第93期は、不動産事業の賃貸収入の減少やバイオサイエンス事業における前期の特需の影響などにより売上高は前期を下回りましたが、加工食品事業の生産性の改善や原材料調達コストの安定などが寄与し、経常利益はほぼ前期並みとなりました。また、短期資金の調達などにより総資産は増加しました。

第94期は、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業、新設センターや海外事業が貢献した低温物流事業が大幅な増収となりましたが、不動産事業の減益が響き経常利益は前期を下回りました。また、売上げの拡大や期末の金融機関休業日の影響などにより売上債権やたな卸資産が増加し、総資産は増加しました。



第95期（当期）は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業、物流ネットワークの伸長や地域保管が貢献した低温物流事業がそれぞれ増収・増益となり、売上高、経常利益はともに前期を上回りました。また、資金の手元流動性を高めたことや売上げの拡大などにより現金及び預金や売上債権が増加し、総資産は増加しました。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況 [平成25年3月31日現在]

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                  | 資 本 金              | 当社の議決権比率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容       |
|----------------------------------------|--------------------|---------------|---------------------|
| 株式会社ニチレイフーズ                            | 15,000百万円          | 100.0         | 加工食品の製造・販売業         |
| 株式会社 中 冷※1                             | 200百万円             | 100.0         | 加工食品の製造・販売業         |
| 千葉畜産工業株式会社※1                           | 120百万円             | 100.0         | 加工食品の製造・販売業         |
| 株式会社キューレイ※1                            | 10百万円              | 100.0         | 加工食品の製造・販売業         |
| GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.※1    | 30億1千4百万<br>タイ・バーツ | 51.0          | 加工食品の製造・販売業         |
| Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.※1      | 1億タイ・バーツ           | 51.0          | 加工食品の製造・販売業         |
| 株式会社ニチレイフレッシュ                          | 8,000百万円           | 100.0         | 水産品、畜産品の加工・販売業      |
| 株式会社ニチレイロジグループ本社                       | 20,000百万円          | 100.0         | 低温物流事業統括、設備の賃貸      |
| 株式会社ロジスティクス・ネットワーク※2                   | 100百万円             | 100.0         | 貨物利用運送業、冷蔵倉庫業       |
| 株式会社ロジスティクス・プランナー※2                    | 100百万円             | 66.0          | 物流コンサルティング、物流業務受託運営 |
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東※2                   | 100百万円             | 100.0         | 冷蔵倉庫業               |
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西※2                   | 100百万円             | 100.0         | 冷蔵倉庫業               |
| 株式会社キョクレイ※2                            | 298百万円             | 100.0         | 冷蔵倉庫業               |
| Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.※2 | 227万ユーロ            | 100.0         | 冷蔵倉庫業               |
| 株式会社ニチレイバイオサイエンス                       | 450百万円             | 100.0         | 診断薬・化粧品原料・製品の製造・販売業 |
| 株式会社ニチレイプロサーヴ※3                        | 100百万円             | 100.0         | 財務・経理・人事・総務サービス業    |

(注) ※1 株式会社ニチレイフーズを通じて間接所有しているものです。

※2 株式会社ニチレイロジグループ本社を通じて間接所有しているものです。

※3 平成25年4月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併をしております。

## 7. 主要な事業内容 [平成25年3月31日現在]

| 事業名称   |            | 当社・子会社・関連会社の主要な事業内容（主なサービス・取扱品目など）                                                                                                          |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加工食品事業 |            | 子会社：加工食品の製造・加工・販売、農産物の加工・販売<br>関連会社：加工食品の製造・販売<br>【取扱品目】<br>調理冷凍食品（チキン・食肉加工品、米飯類、コロッケ類、中華惣菜、自動販売機用製品、水産フライなど）、農産加工品、レトルト食品、ウェルネス食品、アセロラ、包装氷 |
| 水産事業   |            | 子会社：水産品の加工・販売、水産品の売買<br>関連会社：水産品の売買<br>【取扱品目】<br>えび、たこ、さけ・ます、かに、貝類、魚卵類などの水産品、水産素材加工品                                                        |
| 畜産事業   |            | 子会社：畜産品の加工・販売、畜産品の加工作業、肉用鶏の飼育・販売<br>関連会社：焼肉レストランの経営、食肉加工品の製造・販売<br>【取扱品目】<br>鶏肉、牛肉、豚肉、畜産素材加工品・パック品                                          |
| 低温物流事業 | 物流ネットワーク事業 | 子会社：輸配送サービス・配送センター機能の提供、<br>物流コンサルティング（3PL）、荷役サービスの提供<br>(注) 3PL（サード パーティー ロジスティクス）の略称                                                      |
|        | 地域保管事業     | 子会社：保管サービスの提供、凍氷の製造・販売、荷役サービスの提供<br>関連会社：冷蔵倉庫の賃貸、保管サービスの提供、凍氷の製造・販売<br>【主な保管サービス】<br>保管、在庫管理、輸入通関業務代行、凍結、解凍                                 |
|        | 海外事業       | 子会社：オランダ・ドイツ・ポーランド・フランス・中国における<br>物流サービスの提供                                                                                                 |
|        | エンジニアリング事業 | 子会社：建築工事・設計、メンテナンス                                                                                                                          |
| 不動産事業  |            | 当社：オフィスビル・駐車場の賃貸、宅地の分譲<br>子会社：不動産の賃貸・管理、宅地の分譲                                                                                               |
| その他の事業 |            | 子会社：診断薬・化粧品原料・製品の製造・販売、財務・経理・人事・<br>総務サービス、緑化管理・清掃関連サービス<br>関連会社：加工食品の製造・販売、情報システムサービス、<br>食品の分析評価・研究開発                                     |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 8. 主要な事業所 [平成25年3月31日現在]

| (事業名称) 会 社 名                         | 本社所在地     | 主 な 事 業 所                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社 (持 株 会 社)                        | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |
| (加工食品事業)                             |           |                                                                                                                                                                                                               |
| 株 式 会 社 ニ チ レ イ フ ー ズ                | 東京都中央区    | <研究所><br>研究開発部 (千葉市美浜区)<br><支社><br>北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、<br>関東信越 (さいたま市大宮区)、<br>首都圏 (東京都中央区)、<br>中部 (名古屋市熱田区)、関西 (大阪市北区)、<br>中四国 (広島市中区)、九州 (福岡市博多区)<br><生産工場><br>森 (北海道茅部郡森町)、白石、山形、船橋、<br>関西 (大阪府高槻市)、長崎 |
| 株 式 会 社 中 冷                          | 山口県下関市    |                                                                                                                                                                                                               |
| 千 葉 畜 産 工 業 株 式 会 社                  | 千葉県船橋市    |                                                                                                                                                                                                               |
| 株 式 会 社 キ ュ ー レ イ                    | 福岡県宗像市    |                                                                                                                                                                                                               |
| GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.    | タ イ       |                                                                                                                                                                                                               |
| Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.      | タ イ       |                                                                                                                                                                                                               |
| (水産事業・畜産事業)                          |           |                                                                                                                                                                                                               |
| 株 式 会 社 ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ            | 東京都中央区    | 北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、<br>東日本 (東京都中央区)、中部 (名古屋市熱田区)、<br>西日本 (大阪市北区)、九州 (福岡市博多区)                                                                                                                             |
| (低温物流事業)                             |           |                                                                                                                                                                                                               |
| 株式会社ニチレイロジグループ本社                     | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |
| 株式会社ロジスティクス・ネットワーク                   | 東京都中央区    | 船橋物流センター、<br>春日物流センター (愛知県清須市)、<br>仙台センター、関西センター (京都府長岡京市)                                                                                                                                                    |
| 株式会社ロジスティクス・プランナー                    | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東                   | 東京都中央区    | 大井物流センター (東京都大田区)、<br>東扇島物流センター (川崎市川崎区)                                                                                                                                                                      |
| 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西                   | 大 阪 市 北 区 | 大阪埠頭物流センター (大阪市住之江区)、<br>大阪新南港物流センター (大阪市住之江区)                                                                                                                                                                |
| 株 式 会 社 キ ョ ク レ イ                    | 横 浜 市 中 区 | 大黒物流センター (横浜市鶴見区)                                                                                                                                                                                             |
| Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V. | オ ラ ン ダ   |                                                                                                                                                                                                               |
| (不動産事業)                              |           |                                                                                                                                                                                                               |
| 当 社 不 動 産 事 業 部                      | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |
| (その他の事業)                             |           |                                                                                                                                                                                                               |
| 株式会社ニチレイバイオサイエンス                     | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |
| 株式会社ニチレイプロサーヴ※                       | 東京都中央区    |                                                                                                                                                                                                               |

(注) ※ 平成25年4月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併をしております。

## 9. 企業集団の従業員の状況 [平成25年3月31日現在]

| 事業名称   | 従業員数(名)          |              |                   | 前期末比増減<br>(名) |
|--------|------------------|--------------|-------------------|---------------|
|        | 国内               | 海外           | 合計                |               |
| 加工食品事業 | 2,019<br>(2,024) | 6,176<br>(—) | 8,195<br>(2,024)  | 340<br>(152)  |
| 水産事業   | 214<br>(107)     | 91<br>(—)    | 305<br>(107)      | 41<br>(△24)   |
| 畜産事業   | 317<br>(236)     | —<br>(—)     | 317<br>(236)      | 129<br>(△10)  |
| 低温物流事業 | 2,498<br>(1,269) | 1,043<br>(—) | 3,541<br>(1,269)  | 85<br>(123)   |
| 不動産事業  | 13<br>(—)        | —<br>(—)     | 13<br>(—)         | △2<br>(—)     |
| その他の事業 | 269<br>(37)      | —<br>(—)     | 269<br>(37)       | △1<br>(3)     |
| 全社共通   | 40<br>(—)        | —<br>(—)     | 40<br>(—)         | 6<br>(—)      |
| 合 計    | 5,370<br>(3,673) | 7,310<br>(—) | 12,680<br>(3,673) | 598<br>(244)  |

- (注) 1. 「従業員数」は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの受入出向者を含む就業人員であります。
2. 「従業員数」の下端( )内は、臨時従業員(パート・アルバイト等を含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員で外書きであります。
3. 「従業員数」が増加した主な要因は、加工食品事業における生産の拡大及び畜産事業における加工場の新設に伴うものなどであります。

## 10. 主要な借入先及び借入額 [平成25年3月31日現在]

| 借入先             | 借入金残高<br>百万円 |
|-----------------|--------------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 14,242       |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 10,457       |
| 農林中央金庫          | 6,250        |
| 株式会社三井住友銀行      | 2,376        |
| 日本生命保険相互会社      | 2,000        |
| みずほ信託銀行株式会社     | 1,500        |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 1,500        |
| 第一生命保険株式会社      | 1,500        |

(注) 上記の他、シンジケートローンによる借入金(総額3,000百万円)があります。

## Ⅱ. 株式に関する事項 [平成25年3月31日現在]

1. 発行可能株式総数 720,000,000株
2. 発行済株式の総数 295,851,065株（うち自己株式9,937,434株）
3. 株主数 25,068名（前期末比1,779名減）
4. 上位10名の株主

| 株 主 名                         | 持 株 数   | 持株比率 |
|-------------------------------|---------|------|
|                               | 千株      | %    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）     | 19,298  | 6.7  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）       | 16,291  | 5.7  |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社           | 13,435  | 4.7  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行     | 9,733   | 3.4  |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 9,070   | 3.2  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）    | 8,949   | 3.1  |
| 株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン       | 7,742   | 2.7  |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社           | 5,716   | 2.0  |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口       | 5,598   | 2.0  |
| 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社        |         |      |
| 農 林 中 央 金 庫                   | 5,350   | 1.9  |
| 合 計                           | 101,183 | 35.4 |

（注）持株比率は、自己株式（9,937千株）を控除して計算しております。



### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等 [平成25年3月31日現在]

| 地 位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長    | 浦 野 光 人 | 株式会社ニチレイフーズ取締役会長<br>三井不動産株式会社社外取締役<br>横河電機株式会社社外取締役<br>JXホールディングス株式会社社外監査役<br>株式会社NSD社外監査役 |
| 代表取締役社長    | 村 井 利 彰 | 株式会社ニチレイロジグループ本社取締役会長<br>社団法人(現一般社団法人) 日本冷蔵倉庫協会会長                                          |
| 取締役(執行役員)  | 河 合 義 雄 | 品質保証部担当、技術戦略企画部長                                                                           |
| 取締役(執行役員)  | 中 村 隆   | 株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長<br>株式会社京都ホテル社外監査役                                                  |
| 取締役(執行役員)  | 早 間 元 晴 | 株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長                                                                       |
| 取締役(執行役員)  | 池 田 泰 弘 | 株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長                                                                         |
| ※取締役(執行役員) | 大 谷 邦 夫 | 経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・<br>広報部担当、経営企画部長<br>株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長<br>株式会社東洋製作所社外取締役       |
| ※取締役(執行役員) | 松 田 浩   | 株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長                                                                    |
| 社 外 取 締 役  | 判 治 誠 吾 | 大同メタル工業株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者                                                                 |
| ※社 外 取 締 役 | 三 品 和 広 | 神戸大学大学院経営学研究科教授                                                                            |
| ※社 外 取 締 役 | 谷 口 真 美 | 早稲田大学大学院商学研究科教授                                                                            |
| 常任監査役(常勤)  | 三 田 勇太郎 |                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役  | 山 口 秀 俊 |                                                                                            |
| 社 外 監 査 役  | 齊 田 國太郎 | 弁護士<br>住友大阪セメント株式会社社外取締役<br>平和不動産株式会社社外取締役                                                 |
| ※社 外 監 査 役 | 植 野 道 雄 |                                                                                            |
| ※社 外 監 査 役 | 岡 島 正 明 |                                                                                            |

執行役員(取締役以外)

| 地 位     | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------|--------------|
| 執 行 役 員 | 森 康 益 | 品質保証部長       |
| 執 行 役 員 | 田 口 巧 | 財務IR部担当、経理部長 |

(注) 1.※印を付した取締役及び監査役は、平成24年6月26日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

- 2.常任監査役の三田勇太郎は、長年にわたり当社の財務・経理部門で経理業務の経験を積んできており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3.社外監査役の植野道雄は、長年にわたり金融機関の経営に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.社外取締役の判治誠吾、三品和広、谷口真美、社外監査役の齊田國太郎、植野道雄及び岡島正明は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 5.取締役の荒剛史、社外取締役の炭谷俊樹、川俣美由里、及び社外監査役の安念満は、平成24年6月26日開催の定時株主総会をもって任期満了となり退任しました。
- 6.平成25年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況は次のとおり変更になりました。

| 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                  |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 大 谷 邦 夫 | 経営監査部・事業経営支援部・経営企画部・法務部・総務人事部・<br>経理部・広報部担当<br>株式会社東洋製作所社外取締役 |

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報酬等の額 | 摘 要               |
|-------|---------|-------|-------------------|
|       | 名       | 百万円   |                   |
| 取 締 役 | 14      | 197   | (うち社外取締役5名 32百万円) |
| 監 査 役 | 6       | 86    | (うち社外監査役4名 29百万円) |
| 合 計   | 20      | 283   |                   |

- (注) 1.上記の「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与43百万円が含まれております。
- 2.上記には、平成24年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
- 3.上記のほか、平成24年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して、平成18年6月27日開催の定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の贈呈決議に基づく支払(総額1百万円)があります。
- 4.上記取締役及び監査役に対し、兼務する連結子会社が支払った役員報酬等の額を加えた総額は次のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役の連結子会社の役員等兼務はありません。

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報酬等の額 | 摘 要               |
|-------|---------|-------|-------------------|
|       | 名       | 百万円   |                   |
| 取 締 役 | 14      | 355   | (うち社外取締役5名 32百万円) |
| 監 査 役 | 6       | 86    | (うち社外監査役4名 29百万円) |
| 合 計   | 20      | 442   |                   |

- (注) 上記の「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与91百万円が含まれております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 取締役会又は監査役会への出席の状況                                      | 主 な 活 動 状 況                                                                                              |
|-------|---------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 判 治 誠 吾 | 定例取締役会7回中6回、<br>臨時取締役会10回中7回に<br>出席                    | 長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての知見に基づき、必要に応じ、投資・事業再編案件などをはじめ、広く経営全般について発言を行っております。                              |
|       | 三 品 和 広 | 定例取締役会4回中4回、<br>臨時取締役会8回中7回に<br>出席                     | 主に経営戦略とオペレーションズマネジメントをテーマとした研究活動を行っており、大学教授という専門家としての立場から、必要に応じ、発言を行っております。                              |
|       | 谷 口 真 美 | 定例取締役会4回中4回、<br>臨時取締役会8回中7回に<br>出席                     | 主にダイバシティ・マネジメントやグローバル・リーダーシップをテーマとした研究活動を行っており、大学教授という専門家としての立場から、必要に応じ、発言を行っております。                      |
| 社外監査役 | 齊 田 國太郎 | 定例取締役会7回中7回、<br>臨時取締役会10回中10回に<br>出席<br>監査役会16回中16回に出席 | 法曹界の出身であり、主に法律の専門家としての立場から、必要に応じ、意思決定の妥当性や適正性について指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。        |
|       | 植 野 道 雄 | 定例取締役会4回中4回、<br>臨時取締役会8回中8回に<br>出席<br>監査役会11回中11回に出席   | 長年にわたり金融機関の経営に携わった経験を有しており、主に金融の専門家としての立場から、必要に応じ、経営上有用な指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。 |
|       | 岡 島 正 明 | 定例取締役会4回中4回、<br>臨時取締役会8回中8回に<br>出席<br>監査役会11回中11回に出席   | 行政分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、必要に応じ、経営上有用な指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。                   |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

#### ① 社外取締役

当社は、定款第30条の規定により、社外取締役判治誠吾、同三品和広、同谷口真美との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ② 社外監査役

当社は、定款第40条の規定により、社外監査役齊田國太郎、同植野道雄、同岡島正明との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## Ⅳ. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|     | 内 容                             | 金 額    |
|-----|---------------------------------|--------|
| (1) | 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 61百万円  |
| (2) | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 102百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の重要な子会社のうち、GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.、Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.、Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、取締役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とします。

## V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を図るため、内部統制システムを整備・運用していくことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する

ための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めておりますが、経営環境の変化等に対応するために毎年見直し、改善に努めてまいります。

### 1. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、活動評価原則として「ニチレイは、行動規範に反してまで得た業績は一切評価しません」をグループの企業経営理念及びグループ倫理規程の中に定め、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
- (2) 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの構築・運用・定着、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、各事業会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通してグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (3) 当社は、グループ経理基本規程に基づき、ディスフロージャーの迅速性・正確性・公平

性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業内容の透明性を高める。

- (4) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、グループ内部監査規程に基づき、グループ各社の内部統制システムに関する監査を実施する。
- (5) 当社は、企業倫理に違反する行為について従業員からの通報や相談に応じるため、通報者を保護する内部通報制度（ニチレイ・ホットライン）を設け、違反行為の早期発見と是正に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
- (6) 当社は、取締役会規程・職制規程などの社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を法令及び取締役会規程、グループ文書管理規程、情報セキュリティ管理規程などの社内規程に基づき適切に記録・保存・管理・維持する。
- (2) 取締役及び監査役は、各部門が電磁的に記

録・保存・管理・維持する職務の執行に係る情報を直接、閲覧・謄写することができる。

- (3) 取締役及び監査役から要求があるときは、各部門は速やかに指定された情報・文書を提出し、閲覧に供する。



### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループリスク管理規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクの識別・評価を行い、グループのリスクマネジメントサイクルの仕組みを構築する。
- (2) 当社及び各事業会社は、リスクマネジメントサイクルに基づき、企業活動に関連するリ

スクに対してはその内容に応じて、それぞれ自主的かつ主体的に対応するとともに、重要な事項については持株会社の取締役会等へ報告のうえ対応を協議する。

- (3) 当社は、グループ危機管理規程に基づき、災害・事故・事件等の事業継続に関わる危機発生時に迅速かつ適切に対処する。

### 4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、ニチレイグループのミッション・ビジョンの実現に向け、グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分、グループ全体に対するモニタリング・リスクマネジメントの実施、並びに株式公開会社としての責任を遂行する。
- (2) 当社は、CSR本部として、取締役会のサポートを行うコーポレートスタッフ、グループのモニタリング機能を果たす経営監査、グループの品質保証を担当する組織で構成す

る。

- (3) 各事業会社は、独立会社としての一切の機能（企画、開発、生産、販売までの一連の経営機能）を取り込み、各代表取締役社長の執行権限により組織の自立性を高め、市場から要求されるスピードに対応できるように環境適応力を高める。

- (4) 当社及び各事業会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
- (2) 当社は、現在、監査役の職務を補助すべき

スタッフを置いていないが、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役と監査役が協議のうえ決定する。

### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。

- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況及び結果を遅滞なく監査役会に報告する。



## 7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分果

たせる仕組みを構築する。

(2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

## Ⅵ. 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えております。

しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様にご提供されるとともに、当該買収提案に代替する案の可能性などについても、検討する機会が提供されることが重要であります。生活者の食の「安全・安定」や「健康価値」に対する意識が一層高まるなか、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創

造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することが必要であり、社会的責任を全うすることを含め、トータルな企業姿勢が求められております。こうしたことに対する理解に欠ける買収提案者が当社の株券等を取得し、短期的な経済的効率性のみを重視して当社グループのこれら競争力を毀損し、中長期的な経営方針に反する行為を行う場合などは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性があります。買収提案の中には、上記のように、その態様によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものも存在するため、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要であると考えております。

### 2. 基本方針実現のための具体的な取組み

#### (1) 基本方針実現のための特別な取組み

##### (企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する取組み)

当社グループでは、「くらしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げております。卓越した食品と物流のネットワークを備える「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することを目指しております。

当社グループは平成22年4月から3年間の中期経営計画“energy 2012”に取り組みしました。厳しい事業環境が予想されるなか、足元の状況を見つめなおし、事業戦略の着実な遂行とスピーディーな環境対応を通じた持続的な利益成長をコンセプトとしておりました。特に計画期間の前半においては、加工食品事業の回復に注力し、後半では前計画期間で実行した積極的な投資に対する成果を着実にあげるとともに、海外市場の開拓を含め、各事業領域でのNo.1の地位を確立するための施策を打つことにより、企業価値の向上に取り組みしました。

また、グループガバナンスにつきましても、強化を図ってまいりました。

配当方針に関しては従来どおり、連結株主資本配当率（DOE）2.5%、連結配当性向25%を目標としております。

## **(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを阻止するための取組み**

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株式の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（当該買収提案者からは、当該買収提案者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、食の「安全・安定」をはじめとした社会的責任に対する考え方等）が提供されるとともに、株主の皆様が判断を行うために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様

提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

以上を勘案し、当社は、平成25年5月7日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、本適正ルール）の継続について決議いたしました。本適正ルールは、平成25年6月25日開催予定の当社第95期定時株主総会において関連議案が可決されることを条件として、効力が発生することとされております。

なお、本適正ルールの継続の詳細については、第95期定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類11頁から32頁（第4号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

### 3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本適正ルールは、前記「1. 基本方針」に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (1) 買収防衛策に関する指針及び企業価値研究会の報告書の内容に沿うものであること

本適正ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

#### (2) 株主の皆様にご直接判断していただく形式のものであること

本適正ルールは、その導入時及びその後の継続時に株主の皆様の意思を確認させていただいておりますが、今般の継続に際しても、定款に基づき、本適正ルールに定める要領に従い株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役に委任することにつき、株主総会の承認を求めることで、本適正ルールの継続の可否について株主の皆様の意思を確認することとしております。また、本適正ルールの手続違反がない限り、買収提案に対する対抗措置を発動するためには、必ず株主総会の承認決議が必要であるものとし、買収提案者による買収提案の受入の可否について、株主の皆様にご直接判断していただく形式のものです。このように、対抗

措置の発動については、本適正ルールの手続違反がない限り、株主総会の承認決議を得ることとなっているため、取締役の恣意的な意向によって対抗措置が発動されることはありません。さらには、継続後の本適正ルールは、有効期間が3年と設定されており、本適正ルールをさらに更新し、継続させるためには、有効期間満了時に、再度、株主の皆様の判断を直接仰ぐ形式のものとなっております。

#### (3) 独立した独立委員会による対抗措置発動の判断及び取締役会判断による対抗措置の発動の制限

本適正ルールにおいては、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の判断の中立性を担保するため、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会を設置しております。まず、本適正ルールの手続に違反していることを理由として対抗措置を発動するためには、必ず、独立委員会において当該違反を理由とする発動勧告があることを必要とし、取締役会の恣意的な運用によって対抗措置が発動されることを防止しております。

また、それ以外の場面においては、独立委員会においても、買収提案に対する対抗措置発動の要否を検証するものとしております。すなわち、取締役会において不発動決議がなされた場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動勧告を行っている場合には、取締役会は対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を確認するため、株主総会を招集しなければならないとしております。したがって、本適正ルールは、取締役会が恣意的に買収者による買収を妨害する場合のみでなく、取締役が自らの利益のみのために行う買収等に恣意的に賛成するこ

とを防止する機会も与えております。また、取締役会が、買収提案に対して、株主の皆様の意思の確認を行わずに対抗措置を発動できるのは、本適正ルールの手続違反の場合に限定しております。

#### **(4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと**

当社の取締役の任期は、定款により選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。また、本適正ルールは、取締役会において、廃止するか否かの決議をすることができます。したがって、本適正ルールは、毎年株主の皆様によって選任される取締役で構成される当社取締役会において、随時、本適正ルールの継続又は廃止の決議を行うことができ、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

---

(注) 記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表 [平成25年 3月31日現在]

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>123,809</b> | <b>流動負債</b>        | <b>100,685</b> |
| 現金及び預金          | 14,938         | 買掛金                | 29,400         |
| 受取手形及び売掛金       | 68,226         | 短期借入金              | 12,720         |
| 商品及び製品          | 30,035         | コマーシャル・ペーパー        | 6,000          |
| 仕掛品             | 236            | 1年内返済予定の長期借入金      | 15,507         |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,426          | リース債務              | 3,586          |
| 繰延税金資産          | 1,558          | 未払費用               | 21,722         |
| その他             | 4,567          | 未払法人税等             | 2,752          |
| 貸倒引当金           | △180           | 役員賞与引当金            | 206            |
| <b>固定資産</b>     | <b>174,093</b> | その他                | 8,788          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>133,197</b> | <b>固定負債</b>        | <b>71,897</b>  |
| 建物及び構築物         | 62,235         | 社債                 | 20,000         |
| 機械装置及び運搬具       | 15,269         | 長期借入金              | 21,175         |
| 土地              | 31,282         | リース債務              | 17,892         |
| リース資産           | 19,952         | 繰延税金負債             | 3,465          |
| 建設仮勘定           | 3,109          | 退職給付引当金            | 1,416          |
| その他             | 1,348          | 役員退職慰労引当金          | 276            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,560</b>   | 資産除去債務             | 2,401          |
| のれん             | 2,660          | 長期預り保証金            | 3,184          |
| その他             | 3,900          | その他                | 2,084          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>34,335</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>172,582</b> |
| 投資有価証券          | 26,709         | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 繰延税金資産          | 1,126          | <b>株主資本</b>        | <b>118,856</b> |
| その他             | 6,783          | 資本金                | 30,307         |
| 貸倒引当金           | △283           | 資本剰余金              | 18,224         |
| <b>資産合計</b>     | <b>297,903</b> | 利益剰余金              | 75,424         |
|                 |                | 自己株式               | △5,100         |
|                 |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>4,220</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 5,916          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | 73             |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | △1,768         |
|                 |                | <b>少数株主持分</b>      | <b>2,243</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>125,320</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>297,903</b> |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

**連結損益計算書**
[平成24年4月1日から平成25年3月31日まで]
(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |                |
|-----------------------|-------|----------------|
| <b>売上高</b>            |       | <b>470,126</b> |
| <b>売上原価</b>           |       | <b>378,652</b> |
| <b>売上総利益</b>          |       | <b>91,473</b>  |
| 販売費及び一般管理費            |       | 73,541         |
| <b>営業利益</b>           |       | <b>17,932</b>  |
| <b>営業外収益</b>          |       |                |
| 受取利息                  | 71    |                |
| 受取配当金                 | 504   |                |
| 持分法による投資利益            | 224   |                |
| その他                   | 1,080 | 1,880          |
| <b>営業外費用</b>          |       |                |
| 支払利息                  | 1,438 |                |
| その他                   | 1,170 | 2,609          |
| <b>経常利益</b>           |       | <b>17,202</b>  |
| <b>特別利益</b>           |       |                |
| 固定資産売却益               | 464   |                |
| 投資有価証券売却益             | 1,031 |                |
| 事業譲渡益                 | 194   | 1,690          |
| <b>特別損失</b>           |       |                |
| 固定資産売却損               | 22    |                |
| 固定資産除却損               | 377   |                |
| 減損損失                  | 4,633 |                |
| 事業所閉鎖損失               | 258   | 5,291          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    |       | <b>13,601</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税          | 5,209 |                |
| 法人税等調整額               | 280   | 5,489          |
| <b>少数株主損益調整前当期純利益</b> |       | <b>8,111</b>   |
| 少数株主損失                |       | △1,712         |
| <b>当期純利益</b>          |       | <b>9,823</b>   |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書 [平成24年4月1日から平成25年3月31日まで]

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |        |        |        |         |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 当期首残高                   | 30,307 | 23,709 | 68,434 | △5,873 | 116,578 |
| 当期変動額                   |        |        |        |        |         |
| 剰余金の配当                  |        |        | △2,947 |        | △2,947  |
| 当期純利益                   |        |        | 9,823  |        | 9,823   |
| 持分法の適用範囲の変動             |        |        | 113    | 5      | 118     |
| 自己株式の取得                 |        |        |        | △4,718 | △4,718  |
| 自己株式の処分                 |        | 0      |        | 0      | 0       |
| 自己株式の消却                 |        | △5,484 |        | 5,484  | －       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |        |        |        |         |
| 当期変動額合計                 | －      | △5,484 | 6,989  | 772    | 2,277   |
| 当期末残高                   | 30,307 | 18,224 | 75,424 | △5,100 | 118,856 |

|                         | その他の包括利益累計額          |             |              |                       | 少数株主<br>持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|-----------------------|------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |         |
| 当期首残高                   | 3,585                | △0          | △3,332       | 252                   | 1,869      | 118,700 |
| 当期変動額                   |                      |             |              |                       |            |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |              |                       |            | △2,947  |
| 当期純利益                   |                      |             |              |                       |            | 9,823   |
| 持分法の適用範囲の変動             |                      |             |              |                       |            | 118     |
| 自己株式の取得                 |                      |             |              |                       |            | △4,718  |
| 自己株式の処分                 |                      |             |              |                       |            | 0       |
| 自己株式の消却                 |                      |             |              |                       |            | －       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 2,331                | 73          | 1,563        | 3,968                 | 374        | 4,342   |
| 当期変動額合計                 | 2,331                | 73          | 1,563        | 3,968                 | 374        | 6,619   |
| 当期末残高                   | 5,916                | 73          | △1,768       | 4,220                 | 2,243      | 125,320 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表 [平成25年3月31日現在]

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>38,881</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>39,463</b>  |
| 現金及び預金          | 10,758         | 短期借入金           | 10,000         |
| 売掛金             | 351            | コマーシャル・ペーパー     | 6,000          |
| 販売用不動産          | 280            | 1年内返済予定の長期借入金   | 14,058         |
| 貯蔵品             | 0              | リース債務           | 316            |
| 前払費用            | 62             | 未払金             | 343            |
| 繰延税金資産          | 87             | 未払費用            | 387            |
| 関係会社短期貸付金       | 27,216         | 未払法人税等          | 473            |
| 未収入金            | 97             | 前受金             | 81             |
| その他             | 27             | 預り金             | 7,757          |
| <b>固定資産</b>     | <b>133,117</b> | 役員賞与引当金         | 43             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,508</b>  | その他             | 1              |
| 建物              | 14,442         | <b>固定負債</b>     | <b>46,658</b>  |
| 構築物             | 334            | 社債              | 20,000         |
| 機械及び装置          | 35             | 長期借入金           | 20,263         |
| 車両運搬具           | 0              | リース債務           | 1,117          |
| 工具、器具及び備品       | 365            | 繰延税金負債          | 1,938          |
| 土地              | 433            | 環境対策引当金         | 63             |
| リース資産           | 896            | 長期預り保証金         | 3,167          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,094</b>   | その他             | 107            |
| ソフトウェア          | 1,076          | <b>負債合計</b>     | <b>86,122</b>  |
| その他             | 18             | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>115,514</b> | <b>株主資本</b>     | <b>81,715</b>  |
| 投資有価証券          | 16,659         | <b>資本金</b>      | <b>30,307</b>  |
| 関係会社株式          | 69,815         | <b>資本剰余金</b>    | <b>18,224</b>  |
| 出資金             | 0              | 資本準備金           | 7,604          |
| 関係会社出資金         | 120            | その他資本剰余金        | 10,620         |
| 関係会社長期貸付金       | 27,768         | <b>利益剰余金</b>    | <b>38,283</b>  |
| 破産更生債権等         | 2              | 利益準備金           | 39             |
| 長期前払費用          | 43             | その他利益剰余金        | 38,243         |
| 敷金及び保証金         | 743            | 固定資産圧縮積立金       | 654            |
| その他             | 418            | 別途積立金           | 31,410         |
| 貸倒引当金           | △56            | 繰越利益剰余金         | 6,179          |
| <b>資産合計</b>     | <b>171,998</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△5,100</b>  |
|                 |                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>4,161</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | 4,161          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>85,876</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>171,998</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 [平成24年4月1日から平成25年3月31日まで]

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |               |
|-----------------|-------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |       |               |
| グループ経営運営収入      | 4,121 |               |
| 投資事業受取配当金       | 2,112 |               |
| 不動産事業収入         | 4,330 |               |
| その他             | 201   | <b>10,765</b> |
| <b>営業費用</b>     |       |               |
| 管理費             | 4,421 |               |
| 不動産事業費用         | 1,902 |               |
| その他             | 128   | <b>6,452</b>  |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>4,313</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |       |               |
| 受取利息            | 777   |               |
| 受取配当金           | 456   |               |
| その他             | 19    | 1,253         |
| <b>営業外費用</b>    |       |               |
| 支払利息            | 498   |               |
| 社債利息            | 130   |               |
| コマーシャル・ペーパー利息   | 6     |               |
| その他             | 94    | 731           |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>4,835</b>  |
| <b>特別利益</b>     |       |               |
| 投資有価証券売却益       | 1,026 | 1,026         |
| <b>特別損失</b>     |       |               |
| 固定資産除却損         | 82    | 82            |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>5,780</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,028 |               |
| 法人税等調整額         | 107   | 1,135         |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>4,644</b>  |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 株主資本等変動計算書 [平成24年4月1日から平成25年3月31日まで]

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |       |          |         |       |           |        |
|-------------------------|--------|-------|----------|---------|-------|-----------|--------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |           |        |
|                         |        | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |        |
|                         |        |       |          |         |       | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金  |
| 当期首残高                   | 30,307 | 7,604 | 16,104   | 23,709  | 39    | 671       | 31,410 |
| 当期変動額                   |        |       |          |         |       |           |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |        |       |          |         |       | △16       |        |
| 剰余金の配当                  |        |       |          |         |       |           |        |
| 当期純利益                   |        |       |          |         |       |           |        |
| 自己株式の取得                 |        |       |          |         |       |           |        |
| 自己株式の処分                 |        |       | 0        | 0       |       |           |        |
| 自己株式の消却                 |        |       | △5,484   | △5,484  |       |           |        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |          |         |       |           |        |
| 当期変動額合計                 | －      | －     | △5,484   | △5,484  | －     | △16       | －      |
| 当期末残高                   | 30,307 | 7,604 | 10,620   | 18,224  | 39    | 654       | 31,410 |

|                         | 株主資本         |             |        |            | 評価・換算差額等             |                    | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|-------------|--------|------------|----------------------|--------------------|--------|
|                         | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |        |
|                         | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |                      |                    |        |
|                         | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |                      |                    |        |
| 当期首残高                   | 4,465        | 36,586      | △5,868 | 84,735     | 2,393                | 2,393              | 87,128 |
| 当期変動額                   |              |             |        |            |                      |                    |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            | 16           | －           |        | －          |                      |                    | －      |
| 剰余金の配当                  | △2,947       | △2,947      |        | △2,947     |                      |                    | △2,947 |
| 当期純利益                   | 4,644        | 4,644       |        | 4,644      |                      |                    | 4,644  |
| 自己株式の取得                 |              |             | △4,718 | △4,718     |                      |                    | △4,718 |
| 自己株式の処分                 |              |             | 0      | 0          |                      |                    | 0      |
| 自己株式の消却                 |              |             | 5,484  | －          |                      |                    | －      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |              |             |        |            | 1,767                | 1,767              | 1,767  |
| 当期変動額合計                 | 1,713        | 1,697       | 767    | △3,020     | 1,767                | 1,767              | △1,252 |
| 当期末残高                   | 6,179        | 38,283      | △5,100 | 81,715     | 4,161                | 4,161              | 85,876 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社ニチレイ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 千 頭 力 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西 田 英 樹 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 成 田 智 弘 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチレイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社ニチレイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 千 頭 | 力 ⑤   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西 田 | 英 樹 ⑤ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 成 田 | 智 弘 ⑤ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチレイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月15日

株式会社ニチレイ 監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常任監査役(常勤) | 三 田 勇太郎 ㊞ |
| 常 勤 監 査 役 | 山 口 秀 俊 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 齊 田 國太郎 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 植 野 道 雄 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 岡 島 正 明 ㊞ |

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

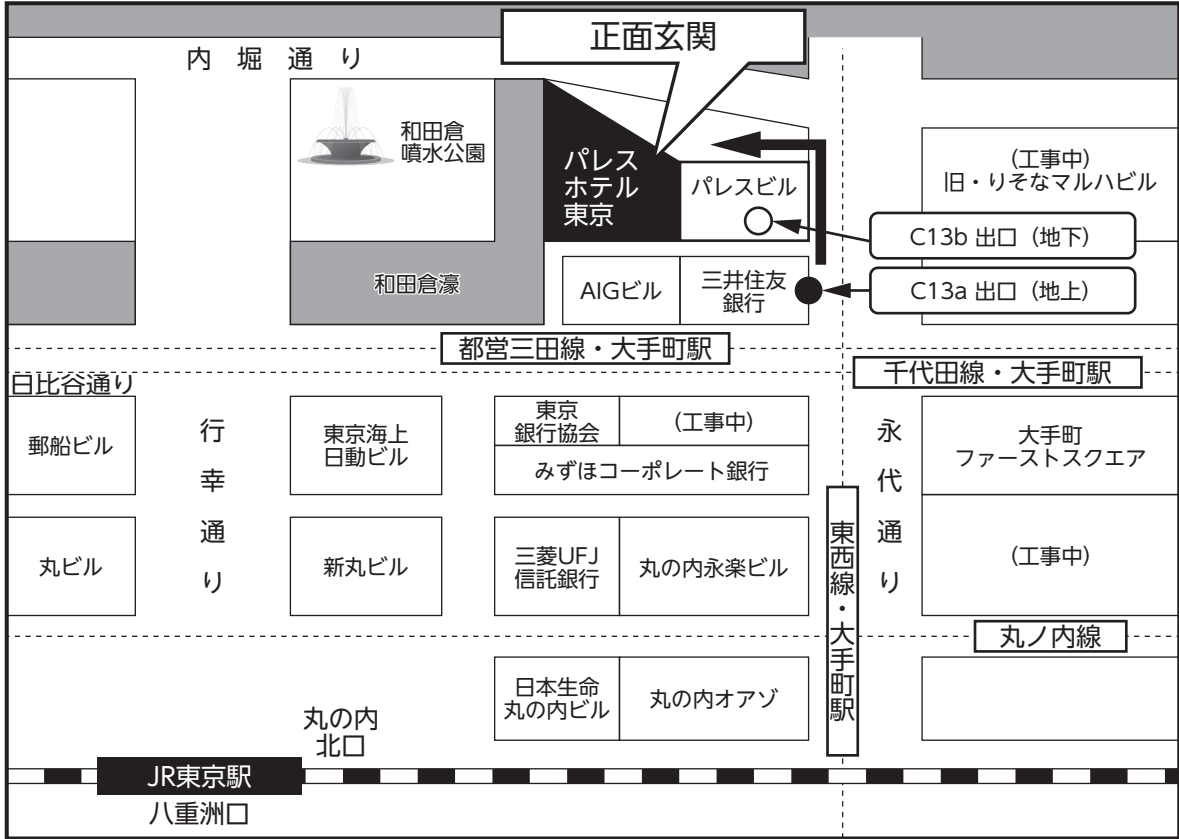
事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 株主総会 会場ご案内図



|     |                                                                                    |                 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 会場  | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号<br>パレスホテル東京 2階 葵                                                 | 電話 03-3211-5211 |
| 交通  | 地下鉄 大手町駅 (C13b 地下出口からご入館いただけます)<br>(東京メトロ 千代田線・東西線・丸の内線・半蔵門線) (都営地下鉄 三田線)          |                 |
| お願い | J R 東京駅 丸の内北口 (徒歩8分)<br>当日は、会場周辺の道路および駐車場の混雑が予想されます。<br>お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします。 |                 |



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

